

令和3年白川町議会第1回定例会会議録（第3日）

1. 応招年月日 令和3年3月11日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議第1号 令和3年度白川町一般会計予算

議第2号 令和3年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第3号 令和3年度白川町簡易水道特別会計予算

議第4号 令和3年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算

議第5号 令和3年度白川町介護保険特別会計予算

議第6号 令和3年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

3. 出席議員 1番 服部圭子君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、  
4番 藤井宏之君、 5番 嶋田有康君、 6番 渡邊昌俊君、  
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 今井昌平君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐伯正貴君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	安江章君、
企画課長	長尾弘巳君、	町民課長	藤井勝則君、
保健福祉課長	杉山哉史君、	農林課長	三宅正仁君、
建設環境課長	藤井充宏君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	加藤博史君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	大岩裕樹君、	書記	川上真理君
書記	今井寧菜君		

7. 会議の経過

（議長 9番 今井昌平君）

○ 議長 皆さん、おはようございます。定例会3日目ということで、今日は一般質問よろしくお願いをしたいと思います。

ご承知のように東日本大震災ございますけども10年目ということで、後ほどお亡くなりになった方の黙とうをお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをします。私たちも本当にお気の毒だと今も思っております。防災ということについては、本当にどの町も油断なくやっていく。いつ何が起こるか分からない。

再確認を心にしたわけでございます。

そういうことで、一般質問きちんとやっていただきまして、良い町に発展していくということ心に思っただけで頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをします。

ただちに、白川町議会第1回定例会3日目を開会します。

なお、本日の会議中、CCNetの中継及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますのでよろしくお願いします。

本日は、東日本大震災の発生から10年目を迎える日となります。定例会が14時46分までに終了しない場合は、暫時休憩を入れて、この地震でお亡くなりになられた方々に黙祷をささげたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議 長 ただいまの出席議員は全員であります。よって、会議は成立しました。

○ 議 長 ただいまから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議 長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、2番 佐伯好典君、3番 梅田みつよ君を指名します。

◇日程第2 一般質問

○ 議 長 日程第2「一般質問」を行います。

今回の定例会には4名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式はこれまでどおり、質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。

また、再質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

○ 議 長 3番 梅田みつよ君。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 本日は、東日本大震災3.11の日から10年目を迎えております。死者約1万5000人、行方不明者約2500人の被災した皆様がたへ深い哀悼の意を表します。本日14時過ぎには全町一同、サイレンとともに黙祷を捧げます。私達も同時刻に黙とうをささげ、哀悼の意を皆さんで共有したい、そういうふうに思っております。

では、議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

白川中学校の統合に関わることについて大きく三つに分けて質問をさせていただきます。令和2年4月には白北小学校と白川小学校が統合され、新白川小学校がスタートしました。そして、いよいよ令和4年4月には、佐見中学校が白川中学校に統合し、新たなスタートをします。今、白川町の教育は新たな局面を迎えています。新しいことを始めるのは、誰しもが不安と期待が交差していると思うところです。白川町の子どもたちは柔軟性が高く、心が豊かです。伸び伸びと成長していることを普段から見守っている保護者の皆様も、地域の皆様も、これからの学校のあり方に対してとても期待が高まっていることでしょう。教育長、校長先生はじめ、先生がたや教育委員会、なにより、地域の皆様のご苦勞をいただき、展開されることを期待しております。ではよろしくお願ひいたします。

1つ目、部活動について質問をいたします。部活動には、様々な教育の目的がありますが、本当の意味でこの町でしか味わえない経験というものがあったとしても良いのではという声がございます。私は、教育者ではございませんので、教育の中身や専門的なことは申し上げられませんが、一ついえることは、どこにでもあるものであれば、この土地、この町でなくてもいいということになってしまうのではないのでしょうか。統合という大きな課題をクリアしなければならないこの町は、統合を機に部活動も少し考え方をシフトチェンジする、そういった時期ではないかという点について、今後どのような方向性であるか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 議 長 暫時休憩。（午前10時08分）

○ 議 長 答弁できますか。教育長。（午前10時08分）

教育長。答弁してください。

（教育長 鈴村雅史君）

○ 教育長 3番梅田議員の質問にお答えをします。

まず、新しい部活動を新設したり、現在あるものを変更したり、さらには廃止したり、こういったことは学校が、生徒や保護者に理解を求めながら行っていくものであり、教育委員会が決めるものではありません。教育委員会は部活動が円滑に運営されるよう基本的な指針を示し、休養日の規定とか地域指導者の発掘とかスポーツリンク白川との連携など、よりよい環境作りに努めるものです。

そこで、議員の今のご質問に対して白川町ならでは、あるいは生徒の多様なニーズに応じていくというお話がありましたが、部活動については、原則として複数顧問体制、1人ではなくて2人体制というような形で設定するという指針があります。ですから、白川町ならでは、あるいは生徒のニーズに応じてやりたくとも、複数顧問体制がとれないと新設をすることはできません。それから、生徒数

が少ない学校においてはその部活動を新たに増やすと、現在あるチームスポーツのこの部活動が今度は成立しなくなっていく。このようなことになります。このような状態は、白川町の学校だけでなく、岐阜県内のどの学校でもほぼ同じです。

ただ、生徒のニーズに応じている例を一つ紹介しますが、白川町には陸上部というものはありません。しかし、時期になると白川町内の中学校は春の中体連陸上競技大会、秋の中体連駅伝大会には出場しています。これは期間限定の特設部活動として設置し、町内3中学校で作って参加をするわけですが、通常ある部活動の練習と並行してやったり、あるいは通常の部活動が終わってから、さらに陸上の練習をしたりしながらこの大会に入るということで、特別に部活動を作って参加をしています。

そして、白川町ならではのというお話に関連して、これは部活動ではありませんが、ある中学校で選択教科というものがあつた時代に、それを利用して白川町ならではの、あるいは子供が選択できるというような取り組みをしたことがあります。中学校の2年生、3年生だけが加入です。具体的な内容でいいますと、パイプオルガンコースで、最終的には12月のパイプオルガンと歌おうという発表会に参加する。あるいは、器楽コース。これは校内で発表する。書道コースは、個人の作品を作ったり、数人で書道の作品を作ったり、そういったこともありました。それから東濃ヒノキを使った木工コース。ロボコンコース、これは地区のロボコン大会に参加する。美術コースというのもありまして、これは小さなタイルを並べてモザイク画を作る。イタリアにあるようなものを作る。料理コースでは郷土料理、イタリア料理、中国料理をやっていたこともあります。大変面白かったわけですが、選択教科というものがなくなりましたし、学校の時間的な制約で今は実施されていません。

二つお話しましたが、部活動を作ることはできないですけども、総合的な学習とか、特別活動の時間とかこういったものを使って、工夫次第で白川町ならではの体験ができるというようなことは可能です。

今後のことですが、全国的に令和5年度から、休日の部活動は地域指導者による部活動に段階的に移行していくという国の指針を方針が示されています。白川町の場合、スポーツリンク白川の活動が活発になっており、スポーツリンクとの連携を図っていくとことで、多様なニーズに対応する体制を作っていきたいと考えています。また、地域学校協働活動として部活動ではなくて、地域の力を借りてサークルのようなことを始める。そうした内容で今後の方向を見つけていきたいと思っていますが、いずれにしても、学校の教員だけでは大変難しい。従って地域の皆様が指導者となって、子どものいろいろな興味、感心、特技を伸ばすと

というようなところを応援していただきたいとお願いを申し上げ答弁とします。

○ 議 長 はい。3番。

○ 3 番 3月2日に教育長の教育運営基本方針というものが打ち出され、こちらの16ページにございます「ふるさと白川を思い続ける心の醸成」ということで、多様な体験活動を実施してふるさと白川を心に刻む。そういったことが書いてございまして、私はこれに大変共感をしております。ぜひとも、限られた人材、限られた時間、そして地域の指導者、そういった方々を通じて工夫をして、これからもよりよい教育をめざしていただければというふうに思っております。そういった地域の中で、何か展開できること、私たちも一緒に考えてまいりたいと思います。サークル活動についても非常に興味深い取り組みだと思いますので、私もそういうのに参加してみたいなと思ったところでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、二つ目、学校の制服のデザインについて質問をいたします。現在の制服は、当時白川町が合併し、蘇原中学校と白川中学校が合併したときに作られた制服ではないかと思えます。そうするとかれこれ60年間同じ制服ということになります。今回の合併は吸収合併であり、人数的にも制服の見直しはされず、現行のものをということになっております。一つはリユースということで、卒業された子や保護者と連絡を取り合って、お古の制服をもらうということが一つ。もう一つは、町で助成金を出して新しいものを購入してもらうという説明だったと思っております。現行の制服は、親子2世代から3世代にわたって同じものを着用しているという歴史高い背景も一部評価はあると思えますが、さすがに、戦後のデザインで、今時代は令和になりました。また、豊富な衣類が流通している今の時代において、これまで見直しされてこなかったことも事実ですし、コロナ禍で制服を着る機会は減っているというものの、やはり入学式、卒業式やしかるべき時には、今の時代に合った制服があるということも、当事者にとって大事なことではないかという思うところです。その点について、今後のお考えや見直しをお聞かせください。お願いいたします。

○ 議 長 はい、教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

○ 教育長 学校の制服のデザインについてお答えをします。まず、学校の制服やカバン、上履き、体育館シューズとかジャージなどについては、学校と保護者の合意のもとに指定をしたり、また変えたりすることができるものです。これまでに町内3中学校とも、制服以外ではすでにいろいろな持ち物が変更されてきている経緯があります。教育委員会がこれも一つ一つ決めるものではありません。ただし、学校統合によって、どうしても制服を買い替えなくてはならない場合などには、教

育委員会としては手当てをしなければならないと考えております。今回の白川中学校と佐見中学校の統合による制服については、すでに学校と保護者の方で確認ができています。

制服に関する今後の考えや見通しについての質問ですが、今後の制服の在り方を関係者で議論していくことは必要なことと考えます。その際の視点を述べます。まず、デザインについて、白川中学校の制服は4校が統合した昭和39年ごろのもの、黒川中学校と佐見中学校の制服は、おそらく昭和22年の学校創立の頃のもので、高等学校ではブレザーに変えたところが多い中で、ずっと創立当時の制服を堅持し、それがステータスになっている高等学校もあり、デザインについてはいろいろな考え方があります。

その他に、最近では制服の素材改良、成長に合わせて袖が伸ばせるもの、家庭洗濯機で洗えるものなど、ものすごく進化をしています。それから、特に最近では、LGBTの学生にも配慮したジェンダーレス対応もこの考えていく必要があります。さらに制服は高価なものが多く、入学時には家庭にとって非常に大きな負担になりますので、そういったことも考える視点だというふうに思っています。それから、特に今年度は制服を買ったが、今年はコロナ禍の中であって、ほとんどジャージで登下校していることが全国的に話題になりました。町内3中学校でも制服をいつ着るかは、3校それぞれ考えて対応しております。

従って、今後制服について議論することは必要だと思いますが、制服そのものだけでなく、登下校のときどういうふうになる。さらに学校へ来たらどこで着替えをする、更衣室はあるのか。また、校内での子どもの動きなどに合わせた施設設備等、そういった点も踏まえて総合的に議論していく必要があると私は考えております。

○ 議 長 はい。3番。

○ 3 番 制服は大変高価なものというふうに今ご説明があったところでございます。新品の制服は今どのぐらいの価格で、説明会の時に助成金を出して、新しいものを購入してもらうという説明がありましたが、助成額はどのぐらいをご検討いただいているのでしょうか。今の段階でのお考えをお聞かせください。

○ 議 長 はい。教育長。

○ 教育長 そのことに関しましては、まもなく統合準備委員会というものを設置をします。その場で、助成について詳しく検討していきたいと思っております。制服の価格を調べ、さらに2年生から入るとか3年生から入るとなると、できるだけリユースがいいわけですが、どうしても見つからない場合、1年間だけ使わなければならない子、2年間使える子とかいろいろありますので、統合準備委員会で検討して一番いい助成の仕方を具体的に決めていくつもりです。

○ 議 長 はい。3番。

○ 3 番 では助成額はまだ決まっていないということで、理解をいたしました。やはり制服というものは、非常に誇り高いものでございまして、先ほど教育長がおっしゃられた、古いほどその時代から引き継がれているということがステータスということも、確かに一理あるのかなと思いました。それが、この町の保護者や児童にとってもそれをステータスとっていただけるかどうかというところは、皆さんで相談して、こういったことも一つあるよって、私からもお伝えしたいと思えますし、今後、制服のデザインについてしっかり検討を重ねていくことも大事なことだと思いました。私が今日来ている自分のスーツでございまして、こういったのも、丸洗いでできる商品を私も購入しております、常に清潔なものであるように自分も努めております。やはり今、いろんな素材のものがあまして、学校の制服はこうでなければならぬ。クリーニングじゃないと駄目だというふうではなくて、いろんな素材、今の制服のデザインを変えなくて素材を見直していく。そういった視点もあろうかと思いですので、今後またご検討を重ねていただければと思います。

続きまして三つ目の質問に参ります。通学の心身の事態に備えたトイレの整備について、質問をいたします。

これから佐見中学校が統合されるにあたり、通学距離の長さというものが課題となってきます。統合の説明会によりますと、佐見の稲田または栗林からの出発の生徒は、約50分程度の間バスに乗ることになります。朝、トイレに行くタイミングが合わなかった時、バスの振動、胃腸の不良など途中でトイレに行きたくなる可能性が非常に高いと思えます。現在、成山公民館のトイレは、確か開放されていないと思えます。バスに乗り込むと、それから、次のトイレの場所は、ピアチャーレの道の駅ということになるかと思えますが、そこにたどり着くまで、どこにもトイレがありません。その間約20分以上はあると思えます。学校の統合には、生徒にとって精神面だけでなく体調面でも大きな影響や変化があることを考えます。慣れない生徒はバス酔いするかもしれません。そして何より、中学生はまだ成長発達段階です。通学道路上の途中でトイレの整備を行っておくことが必要だと思います。また、不意の天候に備えた、置き傘や自転車小屋などの整備もお願いしたいところです。保護者や生徒の皆さんからの意見をしっかりと酌み取っていただき、平時ではなくても、いざと言うときの配慮をお願いしたいですがその点はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○ 議 長 教育課長。

○ 教育課長 議員から佐見中学校が白川中学校へ統合することに伴い、通学道路上へのトイレ整備をという提案をいただきました。統合後、白川中学校へスクールバスで通

学する生徒は佐見地区で最長約50分の時間がかかる見込みです。白川中学校だけでなく、広い町域・校区を持つ本町では、小中学校児童生徒の通学方法は、スクールバスのほかに、自転車、徒歩があります。自宅から徒歩でスクールバスのバス停まで、または集団登校の集合場所まで歩き、そこからスクールバスや徒歩で登校する児童生徒の中には、50分以上かかる子もいます。

議員の趣旨に沿うようなトイレを整備するには、場所の選定、維持管理、衛生管理や防犯対策などの課題があり、今のところ整備する予定はありません。しかし、通学途中に体調を崩すことはないとは限りませんので、学校では、子ども100当番の家や近くの民家、事業所で借りるよう指導をしていますし、スクールバスのドライバーも配慮するようにしていますが、学校に確認したところ今年度につきましては、そういった事例はないと聞いております。

スクールバスは登下校だけでなく学校活動の中でも利用しますので、家を出る前、出発前にはトイレを済ますという、体調管理を教育することも必要であると考えますし、登校前には各家庭においてもご協力をいただいていると思います。

それから、自転車小屋につきましては、必要があれば設置することへの助成を検討させていただきます。議員がくみ取っておられる保護者や生徒からの意見がありましたら、ぜひ情報を提供いただくようお願いし、答弁いたします。

○ 議 長 はい。3番。

○ 3 番 中学生となりますと、宿題の量も増え、いろんな活動も増え、子どもたちのいろんな成長の段階で、いろんなことが想定されると思います。栗林や稲田を出る生徒は確か6時40分ぐらいと聞いておまして、保護者がともに一緒に頑張って6時40分に送り出すという中で、いろんな日々があると思う。いろんな日々がある中で、もちろん体調管理は、規則正しい生活や睡眠時間、栄養などと言っているような状況が想像されるわけですが、その中で順次、そういった発達を保護者とともに培っていくと考えられるものだと思います。

また、中学生になると、女子は月経が始まりますし、いろんな生理的な現象は、やはり想定されるだろうと思っております。場所の選定、維持管理、体調の管理子供100当番の民家への依頼、各事業所への依頼ということをしていくということでございましたけれども、成山の公民館あたりを出てから、道の駅のピアチェーレに行くまでにほぼ民家はないということと、事業所もないということでございまして、その間のことを心配しているわけでございます。一番最後の事業所というか、公の場所は成山の公民館のあたりになろうかと思っておりますので、まず、そちらを住民の方とよく相談をさせていただいて、常に開放させていただいて、トイレを作らないという方向性であれば、そこを最終だよという周知も必要だと思います。また、事業所の営業時間、開館時間といいますのは、やはり職員が出勤し



てからとなりまして、出勤する前と退勤後はまったく使えないという状況になっているのではないかと思いますと、それもまた、現実的にどうかなと思います。民家の人へのトイレを借りることについても、非常に良い、お互いの助け合いと感じますが、コロナ禍でトイレの貸し借りが非常にしにくい時代になってきたということもございますし、そういった道路沿線上の民家のところにスクールバスが停車したときに、前後の車の通行を妨げるというようなこともあると思いますと、どの程度、そういったいざというときの配慮ができるのか。非常に疑問に今、思ったところでございます。例えば、バスの中に携帯用のトイレといたしますか、いざとなったときにすぐに排泄、あるいは戻しちゃうとか、そういったことに耐えられるような、そういった物をバスの中に積み込んでおくですとか、それが、カーテンなどで見えないように配慮できる。そういった機能がバスの中に、バスの外でもいいんですけども備わっていれば、いいのかもしれない。

とかく、国道41号線もそうですけれども、256号線もそうですけれども、非常にその道路の休憩ポイントから次への休憩ポイントがとても長い状況にありまして、男性の方のそういった迷惑行為といたしますか生理的現象そういったのを良く目撃することがございます。これは、道路維持管理上、防犯上、衛生上の問題から、今まで取り組まれてこなかったことだろうと思うんですけども、質問から少し逸脱していると承知をしてお話をしていますが、佐見地区も含めて整備されていないということで、大人のそういった行動がされると思っております。

今は、子どもの話でございますが、子どもはいろいろな成長の発達段階で、自分の中の生理的な現象をまだ人に言えたり、そういった道路上で何かをする行為は出来ないと思う。もし、そういうことになったときは、子どもが非常に恥ずかしい思いをすることを考えますと、子どもの心理、衛生上、やはりそういう所があるという安心感、子どもが生理的現象で失敗してしまった将来のトラウマにならないように、教育委員会の考えていただける最善の子どもさんの生理的現象に対する配慮を切にお願いしたいと思っておりますが、全く作る考えは無いということで今、お聞きしたところでございますが、そういった面では何か考慮の余地があるのか、ないのか、もう一度お聞きしたいと思っております。

- 議 長 答弁を求めます。教育課長。
- 教育課長 議員は佐見に限ってのお話をされていますけれども、時間をかけて通学する児童生徒の皆さんは他にもあります。佐見中では現在でも、6時半過ぎに下佐見の方から50分以上かけて学校に行っている子もいます。先ほど申し上げましたように町内のそれぞれの学校に通学している子どもたちのために整備するのは難しいということで先ほど回答を申し上げました。成山という例が出ましたが、そういった地域からお話ができれば検討ができるであろうと思っております。ただ、そこ

の衛生上管理をどういうふうに確保していくかということは検討がいるだろうなと思います。

スクールバスについては、トイレはございませんけれども、バスに乗って嘔吐することを想定しまして、処理剤・凝固剤というものはきちんと整備しまして対応できるようにしています。

○ 議 長 再質問ありますか。3番。

○ 3 番 私が思いますに、女子生徒や女性の保護者の方からもしっかりと話を聞いていただきまして、男性の皆さんはということではないですけども、やはり体のつくりが違う、生理的現象が違うというところに着目して、いろんな事態に想定する、そういった子どもにとっても優しい町、そして、そこを通行される方にも優しい町、そういった町を目指していただきたいといふふうに思います。

白川町は他の市町の皆さんから大変綺麗な町だというふうに言われております。本当に地元の皆様方のご苦勞によって、道路の景観ですとかいろんな意味でとても綺麗な町、綺麗な町には犯罪が少ないというふうに言われてまして、白川町は犯罪も非常に少ないと言われております。防犯上の管理もさることながら、この町が目指す方向性、この町が子どもたちにとってどういう町になるのか、統合するにあたりこういったことも配慮したことが自信を持って言える町、そういった町に向かって行っていただきたいとお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○ 議 長 3番 梅田みつよ君の質問は終わります。

次に、2番 佐伯好典君。

(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 それでは、一般質問をさせていただきます。私は三つのことについて質問させていただきます。

まず一つ目、目的地となる道の駅への具体的な取り組みについて、道の駅ピアチェーレの目的地化はこれまでも町長の発言にもあり、過去の提案説明にも書かれています。今定例会の町長提案にも謳われており、町長の道の駅目的地化には、その実現に対して強い意志が伝わってきます。今年度は、地域おこし企業人の活用や支配人の若返り、接客の専門知識を持つ職員の雇用等による業務の改善や、今までになかった様々な取り組みによって道の駅の雰囲気が変わってきたと感じています。

しかし、道の駅の目的化を目指すのであれば、さらなる改善が必要だと感じます。特に老朽化が進む建物の大規模な修繕は、提案説明にもあるように避けては通れない問題であり、令和4年に閉鎖の方向で進んでいる道の駅温泉に関しても、その後どうしていくかの明確なビジョンは示されておらず、今年度の1年間でし

っかりと方向を決めていく必要があると思います。

提案説明の中で、周辺施設一体で魅力あるエリアづくりに努め、町外をはじめ、町民の癒しと交流の場としても利用できるよう、サービスの向上に努めるとありますが、本年度に予定されている具体的な取り組みと将来の道の駅のビジョンをお聞きします。

まず一つ目の質問にいきます。提案説明にある「目的地になる道の駅」の実現に関して、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと考えています。しかし、本年度予算において、そこに寄与するものがないように見受けられます。本年度予算の中でそれがどのように寄与するのか説明をお願いします。

○ 議 長 答弁を求めます。

企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 それでは2番佐伯議員のご質問にお答えをいたします。

令和2年度は、道の駅ピアチェーレが経営の改善に向け、仕入れの見直しや営業の展開、新商品の開発など、スタッフ自身がやるべきことを進んで実施された年度であったと思います。コロナ禍で休業、時短営業をする中、特産品のお届けサービスや弁当販売などに取り組み、売上の確保とサービスの維持を行ってきました。また、よいいち美濃白川や観光協会とも連携して「道の駅フェスタ」「ドライブインシアター」などコロナ対策を工夫されたイベントも積極的に行い、こまめな情報発信もなされイメージアップも図られていると思います。町からは職員の出向、地域おこし協力隊や民間企業からの登用など、人材面の支援を継続して図ってきました。何よりも道の駅スタッフそれぞれが努力された結果、議員のいわれるように、施設の雰囲気も変わってきており、引き続き笑顔の多い道の駅であることを願うものです。

目的地となる道の駅の実現に向け、令和3年度当初予算案の中に、どのように寄与するのかとのご質問ですが、目的地となる道の駅は、以前から道の駅ピアチェーレの目指すところであり、基本的には令和2年度で行ってきた町の支援を継続する形で、予算を計上しております。道の駅施設管理運営事業として、温泉施設の指定管理料と、民間から登用した人材活用に係る補助金、施設改修・ハム加工機械に係る補助金など、必要な経費を精査して計上しております。予算額は昨年と比較して740万円ほど減額の3,400万円程になり、限られた予算ではありますが、課題である温泉施設も含め、魅力ある道の駅となるよう引き続き支援・努力して参りますので、議員の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。

- 2 番 ありがとうございます。令和2年度と引き続きということで、740万円の減額ということで予算的に見ると現状維持を続けるということで認識をしました。

次の質問とかぶるので次の質問にいきたいと思いますが、やはりその目的地の駅を目指すには、具体的なビジョンや計画が必要だと考えます。今言われたように、予算も今までと変わらない中で目的地化を謳うってことはちょっと難しいのかなと思います。老朽化により大規模な修繕も必要であり、有識者や関係者を交えた中でしっかりとしたビジョンや計画の策定が必要であると考えます。予算はそのまま令和2年の継続ということですので、逆にですね、現在そういった計画があるのか、令和3年度予算において過去に設置された道の駅再生ビジョン検討委員会等の設置をして検討を行うのか、その実現に向けての具体的な進め方があればお願いします

- 議長 答弁を求めます。企画課長。

- 企画課長 それではお答えいたします。

目的地となる道の駅を目指すため、道の駅を運営する有限会社白川町農業開発としては、毎年、事業計画、基本テーマを掲げて営業に努めています。特に、令和2年度では基本テーマ「お客様に笑顔をプレゼントしよう」を掲げ、スタッフの共通目標として一丸となって取り組まれております。

ただし、議員の言われた道の駅エリア全体を俯瞰したビジョン、具体的な計画は現在ありませんので、施設の老朽化の問題も含め検討する必要があると思います。現在、道の駅ピアチェーレ、よいいち美濃白川では情報共有の場を役場担当課も含め、定期的に行っております。魅力ある道の駅エリアの形成に向け、議員の言われるような検討委員会の設置を検討したいと思います。その場合、専門家のアドバイザーの指導も考えたいと思います。以上でございます。

- 議長 はい、答弁が終わりました。再質問はありますか。

- 2 番 次の質問に行きます。検討委員会設置を考えていただけるということで、ぜひ老朽化も進んでいます。できるだけ早く検討委員会等を行って、やはり今後の道の駅をどうしていくのか、やはり町長提案にしっかりと目的地化をすることと大規模修繕も必要ではないかということが書かれていますので、やっぱりこれについては本当にしっかりと計画的に進めていっていただきたいなと思います。

三つ目の質問に行きます。道の駅温泉は、令和4年度に閉鎖する方向で進んでいると聞いています。今年はコロナで利用者は減っていると思いますが、緊急事態宣言の解除による観光客の増加、葛牧・相模地区でのボルダリングエリアの公開、金山のゆったり館の閉館の話も聞こえており、利用者増加も見込まれていると思います。また、閉鎖するにしてもその後の計画はあるべきだと考えますが、いかがでしょうか。考えをお願いします。

- 議 長 答弁を求めます。企画課長。
- 企画課長 それではお答えします。道の駅温泉については、昨年6月の議員協議会にて、利用状況と運営の現状について報告しました。また、9月の定例会では、温泉施設の財産処分について報告をしご意見を伺ったところです。補助金返還の対象期間は令和4年1月末が期限となることから、閉鎖する場合は、この期限後に手続きを行い、早くて令和4年の春になることをお伝えしました。また、温泉を閉鎖することについては、温泉が道の駅全体の経営を圧迫する現状から、閉鎖も止むなし、と議員の大半がこのご意見であったと認識をしております。2月22日の協議会にて、その後の道の駅温泉の状況についてご質問がありましたが、運営する農業開発の役員会にて温泉施設は閉鎖する方向で検討しているとお伝えをしました。閉鎖する場合、遅くとも閉鎖の半年前には周知が必要であると考えてます。また、閉鎖後の計画についてはまだ何も決まっておきませんので、先の質問でお答えした検討委員会にて、道の駅エリア全体を考える中、新年度中には、具体的な計画を検討したいと考えています。以上です。
- 議 長 はい。質問あります。
- 2 番 令和4年1月で閉鎖の手続きが始まるということですので、時間もありませんので、検討委員会を早めに立ち上げてしっかり議論を行っていただきたいと思えます。それでは次の質問に行かせていただきます。  
町webメディアの活用促進に関して、という質問にいきます。現在、町ではFacebookやYoutube、Instagram等のSNSにより情報発信をしています。観光をはじめ、移住、ふるさと納税など、町の情報発信は新たな関係人口を築いていくために今後最も重要な役割を果たしていくものだと考えます。更なるより良い情報発信にするためにいくつか質問をします。  
まず1つ目です。町のwebメディアはどこに向けてどのような意図で発信されているかお答えをお願いします。
- 議 長 答弁を求めます。企画課長。
- 企画課長 それでは、議員の私ご質問にお答えいたします。町の情報発信は、新たな関係人口を築くために有効な手段であると認識をしております。  
令和3年度からスタートする第6次総合計画では「情報基盤・先端技術の利活用」という基本施策において、情報発信と情報ツールの有効活用を位置付け、SNSのフォロワー数を成果指標に掲げることで、白川ファン、関係人口の拡充を図ることとしております。現在、町ではfacebook、Instagram、youtubeの公式ページ、公式チャンネルを運用しています。ご質問の「どこに向けて」というターゲットについては、町民向けと町外向けの両方になります。現時点での各フォロワー数ですが、facebookが588人、Inst

a g r a mが556人、y o u t u b eが49人という状況です。まだまだフォロワーは少ない状況ですが、町民と町外者それぞれに必要な情報を随時発信しているところです。以上でございます。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。いいですか。

○ 2 番 町民の方々、また町外にも情報発信をしていると、フォロワー数もf a c e b o o k、I n s t a g r a mでは、600人近いということで、Y o u T u b eはちょっとまだ弱いかないと思いますが、更なる情報発信をしていただきたいなと思います。また、情報発信に関しての次の質問です。

現在、その乗せる情報に対してのルールというものはありますでしょうか。

○ 議 長 答弁を求めます。企画課長。

○ 企画課長 先ほど紹介した3つのSNSについては、「白川町公式ソーシャル・ネットワークキング・サービス運用ポリシー」にて、職員が情報発信を行うときのルール、規定を設けております。内容は、目的、発信する内容、運用時間、禁止事項、個人情報取り扱いなど、公平で適切な情報発信に努めることとしています。以上です。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 2 番 再質問させていただきます。今のポリシーの中の内容というところを詳しく教えていただきたいなと思います。質問の趣旨ですけれども、今、白川町役場という名前でF a c e b o o kの公式のものをやってると思うんですけれども、同じく似たようなもので白川町観光協会というところのF a c e b o o kも、公式はたしか役場の方で管理をしているという話を聞いたんですけれども、この中の情報発信で結構かぶっているものがあります。隣の八百津町は公式の役場のF a c e b o o kというものは本当にこの町で言う、すぐメールのような町民に向けての情報発信、いろいろ災害情報とか、あとそれこそコロナのワクチンの情報とかですね、そういったものをやっていて、観光協会は本当に観光向けなものを、例えば、雑誌に載りました、テレビで八百津出身の方がいろいろ出ています、町内出身の方が本を出しました。いろいろなことをやってるんですけれども、白川町においては結構かぶっているものがあって、これはちょっと雑多なイメージを持ってしまう。白川町で検索をすると、当然、白川町役場も白川町観光協会のF a c e b o o kも検索に引っかかってくるんですけども、その二つがですね、結構同じような情報を発信していて、見る側からするとかなり雑っていうか、いい加減なイメージを持ってしまう。やはり内容というものが決まっているのであれば、そこをもう少し精査してわかりやすい情報発信が必要ではないのかなと思うのですが、その内容と今その内容にどのようなものがあって、なぜ、観光協会とかぶってしまっているのかお聞かせください。

- 議 長 はい、答弁を求めます。企画課長。
- 企画課長 まず、先ほどの運用ポリシーの中の内容でございますが、大きく三つあります。まず一つ目が、白川町からのお知らせ、話題などの情報。二つ目が、町民の生活情報、コミュニティ支援に関する情報。三つ目が、その他緊急情報および必要とされる情報と大きく分けて三つになっています。先ほどの観光協会の情報と町の情報同じ情報があるではないかということでございますが、現在住み分けをしっかりとできていないというのが現状でございます。一番の白川町からのお知らせから話題の部分でかぶっておるということです。

それぞれSNSのツールについては特徴がございますので、後ほどまたご質問いただくとおもうんですが、それぞれの特徴を生かしたものを構築できないかということで、新年度についてはご協議していきたいと考えております。

- 議 長 答弁終わりました。次、よろしいですか。
- 2 番 協議いただけるということで、ぜひやっていただきたいと思います。やはり見る方がかぶった情報がいろんなところで出ていると、これなんか名前はアカウントを変えているのに同じ人がやっているのかとか、逆にアカウントは違うのに同じような発信があるということは、その分作業がかぶっているということなので、前に同じような質問をしたときに、なかなか職員の数が足りなくて情報更新がままならないんですというお話を伺ったんですけども、情報がかぶるってことはそれだけ無駄な作業が増えているということになると思いますので、ぜひ3年度でしっかりとそこは観光協会とも協議いただいてFacebookとかSNSの方向性を決めていっていただきたいと思います。

次の質問ですがYouTubeとCCNetの現在いくつか提携されてますけれども、さらなる連携の計画があるかお聞きします

- 議 長 質問が終わりました。答弁。企画課長。
- 企画課長 現在YouTubeの公式チャンネルでは、CCNetのめざまし白川でお知らせをした内容を再度周知するため、必要に応じて公開している状況です。先日CCNetをめざまし白川の3月1日放送で企画課から第6次総合計画の策定についてお知らせをしました。毎月1日放送のこの役場からのお知らせを新年度から随時町の公式YouTubeチャンネルで公開したいと考え、現在調整をしております。この他にCCNetとYouTubeで連携すると良いと思われることがありましたら、参考にですね、ご教示いただければ幸いです。

また、新年度予算において地域おこし企業人制度を活用した事業、ウェブメディアによる関係人口の創出というものに取り組むことにしています。現在、インターネットから町ホームページや観光協会をはじめとした各種団体のホームページ、SNSを通じ、町の各種情報を得ることができます。それらを統一をし、窓

口となる町の情報サイトを作ることで、移住希望者を初め、関係人口、潜在層と申しますが、そういったものに対し本町の魅力を効果的にアプローチすることが可能となります。地域おこし企業人の専門的知識とノウハウをお借りしまして、町の情報コンシェルジュ、webメディアを作成をして、本町を、町外から応援する白川ファンの拡充と関係人口の創出に繋がりたいと考えております。議員各位のご理解とご協力をお願いをしたいと思います

○ 議長 ここで10分間休憩をしたいと思います。(午前11時06分)

○ 議長 再開します。(午前11時10分)  
2番。

○ 2番 今の件に関して再質問させていただきます。先ほど、どういうのがさらにあると思いますかということを受けたので、ここで話をさせていただきます。やはりYouTubeっていうのは、いつでもどこでもネット環境があれば見えるということで、今のCCNetの環境だと、当然放送は町内が基本、CCNet提携地域では見えますけれども、限られた地域でしか見えない。放送の時間しか見えない。例えば、放送の時間以外で見ようとすると、楽集館とかに置かれている検索くんみたいなもので過去のものは見えるんですけども、そういった限られた環境になっているし限られた人しか見れないですね。やっぱりそのYouTubeっていうのは本当どこでも日本全国どこでも見えるので、それこそ情報提供っていうものを、もっともっと広く伝えるためのツールになり得ると思います。映像でわかりやすいですし、やっぱりそういうところでもっとCCNetの方と協議をしていただいて、町の面白い取り組みとかですね、本当は全部の放送を見えるといいかなというふうには思うんですけども、それぐらいあの自由な形でやっていただきたいなと思います。さらなる連携を目指すと、町の情報を出していくということだったんですけども、今盛んにマイナーカード登録とか呼びかけてます。あれもやっぱりちょっとわかりづらいところがあったりとか、あれを映像とかでわかりやすく見せたりとかですね、やろうと思えばいろんなことが可能だと思います。それと先ほどのFacebookとかですねそういうものとも紐付けが可能ですので、やはり今ちょっとYouTubeはですね、登録数先ほど49名ということなんですけれども、やっぱりちょっと少なすぎるかなと思います。やはりせっかく作ったものですから、どんどん活用していただきたいと思います。それに向けてやはりちゃんと町がどういうふうにしていくかっていう、これも戦略が必要じゃないかなと思います。先ほどの道の駅でも、そういう会議を持っただけということだったんですけども、やはりこのウェブメディアに関しても、Facebook YouTube Instagram、先ほどホームページの色々で新しく連携して作っていくってことがあったんですけど



ども、作る面に関して、どういった形で町を発信していくかっていう方向性、紐付けするだけでなく、先ほどのルールのところでも話もあつたんですけども、町をどういう町だ。どういうふうに、どういう方々に向けてさせていくか。引っ掛けていくか。やはりそこら辺の戦略がしっかりとないと、なかなか上げてだけでも登録数も増えないですし、定期的に見て、結果それがふるさと納税、移住、関係人口に繋がっていかないかなと思っています。ですのでY o u T u b eも当然ですけども、それ以外のメディアとして先ほどのいろんなものをまとめたサイトを作るというところの話があつたんですけど、プラスそれに対しての戦略も練っていくような形っていうのはその中で議論がされるのか、していただけるのか、ちょっと意見を聞きたいと思います。

○ 議 長 答弁。企画課長。

○ 企画課長 Y o u T u b eそれからC C N e tの連携についてどんなものがあるかということで、いつでもどこでも見えるというのはY o u T u b eということで、そういった映像を流すことで、白川町のファンを増やすということでそれも考えておりますので、今教えていただきましたことを参考にさせていただきたいと思えます。また、新しくW e bメディアという町を紹介するサイトを作るということでございます。この作りにあたっては、やはり企業人のノウハウをいただくわけですが、そこで、言われましたようにマイナンバーカードなどそういった普及に向けた取り組みに繋がりたいということもあり、内容を検討することで進めたいと思っております。企業人の方の専門的などころがですね、今、なかなか職員ではできない部分でございますので、そこと職員と両方で考えて計画作りをしてまいりたいと思います。以上です。

○ 議 長 よろしいですか。次の質問。

○ 2 番 ぜひ積極的に進めて、いい形で情報発信をお願いしたいと思います。次の質問に行きます。

未利用林地残材の活用について、です。菅総理の所信表明にもあつたカーボンニュートラル、本定例会でも町長の提案説明でその取り組みに対して前向きな姿勢が見られました。令和元年、私の一般質問の中でカーボンニュートラルにつながる未利用林地残材について質問しています、その答弁として利活用を促す仕組みづくりが必要との認識がなされ、その取り組みについてお聞きします。

1つ目です。過去の答弁では、補助金申請で薪ストーブを導入された町民に対してのその後のヒアリングがしっかりと行われていない印象を受けましたが、町としてカーボンニュートラルへの取り組みをアピールする意味においても、今後の仕組みづくりに対しても、町内ユーザーへの導入後の調査等はされていますでしょうか。答弁をお願いします。

- 議 長 答弁を求めます。農林課長。  
(農林課長 三宅正仁君)
- 農林課長 令和元年第4回定例会で、薪ストーブの薪の調達先及び未利用林地残材の活用についてのご質問をいただき、補助金交付担当課の企画課から、「詳しくは把握していない」状況を答弁させていただいたところです。  
その後、薪ストーブの利用者に聴き取りを行ったところ、薪の調達は、ほとんどの方が自分の山でご自身が調達されており、一部、購入する方があるものの、未利用林地残材の利用については、その利用はほとんどない状況となっております。
- 議 長 再質問ありますか。2番。
- 2 番 町内のユーザーの方に質問というかアンケートをとられたということですがけれども、その内容が、例えばその今のことだと、どこから調達していますかという多分質問でアンケートをとられたのかなと思うんですがけれども、その現状把握っていうのは当然するべきなんですけど、逆にじゃあどうして欲しいですか、じゃあどういうもの望んでいますかっていう質問まで繋げていかないと、ただ単に町の補助金で薪ストーブを入れてもらいました。現状どうですか。はいつていう形では、なかなか今後につなげて、結局目指すところはカーボンニュートラルというか、自然にやさしい水源の町、水源の里補助金でして、水源の里として環境問題に取り組むっていうことであれば、ただ単に薪ストーブを入れたユーザーの方々のどこから材を持ってくるか、だけの質問で終わっているのは、それって繋がっていない、現状把握でしかない。それから、ちゃんとその情報にも謳ってある町で、未利用林地残材使ってくださいと出た場合は利用をお願いしますっていうふうに入っているのであれば、じゃあどうしたら未利用林地残材を使ってもらえるかっていうのを考えていかないと、そこはちょっと、弱いというか意味のない情報になってしまうと思いますし、それでは水源の里という取り組みに対して、ちょっと何か弱い印象があるんですけれども、そのアンケートっていうのは、現状把握のみで終わっているんでしょうか。その後のじゃあどうしたらいいですかっていう投げかけ等はされているのでしょうか。答弁をお願いします。
- 議 長 答弁を求めます。企画課長。  
(企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 薪ストーブの交付担当課、企画からということで、前回詳しく把握していないということで把握させていただきました。  
その後の調査では聞き取りをしまして、ご自分の山から調達する方がほぼほぼ多く、一部購入する方があるという状況を把握したところです。あの未利用林地残材の利用の促進という面のアンケートっていうのはまだ行ってはおりません。

なかなか個人のユーザーの方でそういったところへ繋げていただくというところがですね、難しいというのは現実だと思います。まだ未利用地残材の利用方法というものも具体的には検討がされていない状況ですので、反対にどういったことで、未利用地残材がうまく活用できるかというようなご教授がいただければありがたいと考えております。

- 議 長 答弁が終わりました。はい。2番。
- 2 番 未利用地残材の活用についてのヒアリングがされていないということでしたので、そういうものが示されていないので多分自分の山で切っていく。木を切る作業するのは結構大変なので、好きでやってる方も当然いますし、薪ストーブを入れるっていう時点で、そういうのが好きだから入れてるんだと思うんですけど、一方で購入されてる方も、わずかながらいらっしゃるということで、やっぱりまず前の答弁で未利用地残材を使っていくような仕組み作りが必要という認識をされていたので、まず未利用地残材というものの定義というところから初めて行かなければならないのかなと思うんですけども、令和元年なので、もう2年経ちますので、本当にそこら辺のまずきちっとしたどういうものが未利用地残材になるのか、定義というものがもしあれば、そこから活路が出てくるかなと思うんですけど、未利用地残材っていうそのものに対しての明確な定義というのを僕も存じ上げてないんですが、そこはしっかり定義がなされているのか伺います。
- 議 長 答弁を求めます。農林課長。
- 農林課長 未利用地残材の定義についてはなかなかいろんな考え方があるみたいで、一つのこれが必ず未利用地残材ですよっていう考え方ではなくて、事業ですとか、いろんな取り組みの内容によって変わってくるというのが現実です。特に今ですと、バイオマス発電等で結構その未利用地残材も本当の流木まで利用するような時代になってきてますので、なかなか未利用地残材っていう定義は明確なものがなくて、どこまでを活用するべきか、っていうところも含めて、今の段階ですぐに回答することは難しいです。
- 議 長 答弁が終わりました。はい。2番。
- 2 番 その条文に謳ってあるものの定義がないっていうのは、どうかなというふうに思いますので、今後、薪ストーブのユーザーの方々に未利用地残材をうまく渡せる仕組み作りっていうのをしっかり作る上でも、まず定義、その都度変わって難しいというお話もあったんですけども、本当にもったいない話がいろいろありますので、前にあったシイタケの原木の木もそうですけど、原木に適さない太さのものは全部そのすぐ脇に捨ててあったという話も聞いています。それって未利用地残材じゃないのかなって僕は感じるんですけども、やっぱりそういった情報をまずその未利用地残材というものの定義を、なかなか難しいのかもしれない

んけども、していただいて、それを使用する、促進に繋げる。今バイオマスもあってそこにどんどん出される。それもいわばカーボンニュートラル、発電もしてますのでっていう流れではあると思うが、町民の方々を巻き込んでの町内のカーボンニュートラルの取り組み、そういったものに対して、これもある意味その町の取り組みとして、町民みんなで町民どんどん協力してますよっていう、そういった町っていうアピールも町民を巻き込むことによってできると思うので、まずその未利用地残材というものの定義づけっていうのは当然、条文にありますので急いでやった方がいいと思いますし、その活用についてもしっかりとルールを決めてやっていくべきだと思います。答弁にも前向きにするという話があったので、その点前向きに取り組んでもらえるかどうか、答弁をお願いします。

- 議 長 答弁を求めます。農林課長。
- 農林課長 正直2番目の質問にも関係してくると思いますけども、今後計画等を立てていくという形の中でいろいろ定義等も考えていきたいと思います。
- 議 長 2番よろしいですか。
- 2 番 次の質問です。今の答弁にもかぶってしまったのですが、過去の答弁で未利用林地残材の活用の難しさに、作業道から遠い場合の経費がかかる等の理由がありました。今年度予算の中で林道の新設、改良が8路線と多く、未利用林地残材として利用できるものも多く出る可能性があると考えます。また、上麻生防災のトンネル残土処理においても山林を使用することが見込まれ、ここでも未利用林地残材が出る可能性が高いと考えます。世の中の関心も高まり、残材が出る可能性が高い令和3年度こそ、活用に向けてルール作り、ユーザーへのお知らせ等どうしていくかのシステムを作っていくべきだと思います。今一度、姿勢をお聞きしたいのでお願いします。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。
- 農林課長 ちょっと先走って一応回答した部分もあると思いますけども、基本的に未利用林地残材の活用については、来年度予定している林道整備や、まだ決定ではありませんが上麻生防災のトンネル残土処理が山となった場合の山林の立木の活用をというご意見だと思いますが、基本的に森林整備ではなく、工事の一環として発注されて出た伐採木は、山林所有者の持ち物となるため、採算が取れる範囲内で所有者が搬出することになります。残材は持ち出した場合は産業廃棄物となります。持ち出した場合は、産業廃棄物処理施設で木質チップなどに加工され活用されることとなりますが、経費的な面から現場での自然還元となるのが一般的です。森林資源の利活用については、現在、バイオマスエネルギーを含めた森林資源の利活用についてコンサルタントによる調査を委託しています。コロナ感染症の広がり、結果が遅れていますが、この結果をもとに、今後、本町にあった森林資

源の利活用とこの方向に沿った森林整備を計画していきたいと考えております。今の未利用地残材についても、この計画の中で実際経費的な面とか、そういったところも含めて、どこまで活用していけるのか、どこまでを活用すべきか、その辺についても一緒にあわせて考えていければというふうに考えております。

- 議 長 答弁が終わりました。はい。2番。
- 2 番 今後考えていろいろと取り組みをしていただけるということですので、ぜひ、うまく活用できるように考えていただきたいと思います。一方でその所有者の問題や工事で行うもので処理しなきゃいけないことも理解しています。その中で、この補助金を使って入れた方かわからないんですけども、家の周りの薪ストーブユーザーの方々が町内でいくつか、「どっかで伐採してるところに行ったらもらえたよ」とか、「軽トラ2車分出た」とか、そういう話があって、それはどこの工事のどういうところか詳しくわからないんですけども、そういった形で実際その得ている事例も見られるわけです。やっぱりそういうのって大事だと思っていて、それがもし町に関わる林道整備だったり、バッファゾーンだったりするかっていうのはまた問題かもしれないんですけども、やっぱり町の予算でやっつてる中で出て、杉ヒノキは市場に持っていくけど、そうじゃないものとかサイズでちょっとどうしようもないもの、それとかはまさに未利用地残材になっていくのかなって感じがするんです。プラス今は補助金申請で出された方々に対して、残材使ってくださいよっていうふうにやっていくということなんですけど、補助金を入れない方々でも薪ストーブユーザーの方々が多分いっぱいいて、その残材はもともといらないもの、先ほどそのまま土に帰しちゃうという話が出たんですけど、やっぱそれを使ってもらえるのであれば、もともとその林地残材というのは多分有効活用できない、ただのものだと僕は認識してるんですけど、そういったものをカーボンニュートラルの取り組みとして、町の薪ストーブユーザー、補助金を使わなくても薪ストーブユーザーがいっぱいいると思うんですけど、そういう方々がそういうものを活用するっていうことは、国が目指すカーボンニュートラルの取り組みに合致すると思うんですね。今の中では林地残材っていうのは補助金を入れた薪ストーブユーザーに限ったことだと思うんですけど、今後、薪ストーブをもっと活用していくためには、そうじゃない方々、補助金を使ってない薪ストーブユーザーというのも一度ヒアリングをしたりして、林地残材の供給のお知らせの対象に入れていくべきじゃないのかなと思うんですけども、補助金を使わない方々への残材の利用ができた場合、そういった形まで広げることっていうのはできないのか、答弁をお願いします。

- 議 長 答弁を求めます。農林課長。
- 農林課長 基本的にまず補助金を使わない薪ストーブのユーザーの方がどこまで見えるか

はわからないところありますけども、補助金を使っても使わなくても多分町内の業者を使ってると思います。その辺は企画課と相談をしながら、どこまで対応ができるのか検討をさせていただければと思います。

○ 議 長 2番よろしいでしょうか。

○ 議 長 2番 佐伯好典君の質問を終わります。

次に、4番 藤井宏之君。

(4番 藤井宏之君)

○ 4 番 ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から10年を迎えてという内容で質問をさせていただきます。

本日、大自然を相手にした人の無力さや人工物の脆弱さを見せつけた東日本大震災発生から早10年目を迎えました。死者15900人 行方不明者2525人 震災時非難した人は47万人 現在48000人の方々が自宅以外の地域や仮設住宅で暮らしておられます。

改めてこの震災によりお亡くなりになられました方々や、多くの行方不明者の方々に対して、ご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災され、自宅以外の地域や仮設住宅での暮らしの皆さん方に心よりお見舞いを申し上げます。

被災地では10年を迎えて生活インフラの復旧はほとんどが完了、災害公営住宅の建設が進むなど、ハード面での復興は大きく進んでいるとの事ですが、新しく再建されていく地区で暮らす人々とのコミュニティの形成や心身のケアなどのソフト面での支援継続的に必要とされています。

今年の1月の中日新聞の記事として、従来の行政では考えにくかった防災の発想として、木曾川下流河川事務所の田中靖久副所長さんが「誤解を恐れずにですが・・・」と断ったうえで、「行政を頼ってもらっては困る」地元自治体とともに「広域避難」のルール作りの最中ですが、豪雨予想の二十四時間前までには会員制交流サイトSNSなどを駆使し、遠くの親戚宅や宿泊施設などへ「逃げて」と住民に呼びかけることを決めました。自宅で危険を免れても長期的には多くの住民が孤立状態で取り残されることが予測されるからです。市町村の「避難指示」と違い、この呼びかけには法的に根拠はありません。一部の高齢者らは別として、逃げる場所は個人で確保してもらおうルールです。危険が迫る前に呼びかけるのですから外れることもあるでしょう。「それでもいいんです」と田中副所長は言います。山積する課題や自分たちの限界を認めたいうえで、行政は今できることをとにかくやる。住民の皆さんも自分で逃げる場所を考えておいてくださいというわけです。従来の行政では考えにくかった防災の発想です、とこのような記事が出ていました。

昨年、私は9月の定例会で、「7月豪雨に学ぶ災害時の安否確認についてと」

一般質問をいたしました。これからの防災は「考えたくない事を考えなければいけない」と言われています。つまり、今までの経験・知識だけではだめだと言う事です。2月13日23時07分に福島県沖でマグニチュード7.3の地震が発生しました。この地震で、重症、軽症者数を合わせて185名、3000を超える住宅に被害が出ました。気象庁は、10年前の余震であると引き続き注意を促しています。ここ数日、東北震災直後の映像などを見ていると津波が迫ってきても、その危険さに気付かない様子を多々見ました。多くの犠牲になられた方々には大変申し訳ないですが、今、私たちは二度とそのような災害に遭わないよう、常に自分は何処へ逃げるのか、何処へ逃げたら良いのかを家族、隣どおし、地域で決めておかないといけません。

「災害は忘れる前にやってくる」と言われています。コロナ禍で大変な時期でもありますが、今一度家庭・地域で良く話し合っていたいただきたいと思います。昨年的一般質問で発案した地域の連絡網については、再度今月、協議会にて話し合う予定であります。

質問としましては、東南海地震における白川町の対策対応について、また豪雨と重なる場合の対応についてお聞きします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 4番藤井議員のご質問にお答えさせていただきます。

2011年3月11日午後2時46分、まだ冬の季節が残る東北地方を襲った巨大地震の発生から10年という節目の年を迎え、今年は例年にも増して、尊い過去の教訓から学ぼうとする報道等が繰り返されています。同じ悲劇を繰り返さないためにも、今を生きる私たちは、震災の恐ろしさを正しく後世に伝え、防災、減災に役立てていかなければと心新たにするところです。

さて、東南海地震における白川町の対応、また豪雨と重なる場合の対応についてご質問をいただきました。東海地震、東南海地震、南海地震、この3つは30年以内に非常に高い確率で発生すると言われており、しかもほぼ同時に近い、時間差で発生することもありうるとの情報も聞かれるところです。

白川町においては防災計画の中で、南海トラフ地震については震度6弱を想定しているところですが、心配される地震はほかにもあります。阿寺断層系の地震が発生した場合には、それよりさらに大きな揺れとなる震度6強が想定されています。

町長が提案説明の中でも触れられましたように、災害を100パーセント未然に防ぐことは不可能です。ご質問にもありましたように、複合的な災害の発生も

当然想定されます。町としては、あらゆる災害を想定しながら、「白川町国土強靱化地域計画」に沿って、ハード、ソフト両面にわたって防災・減災対策を講じるとともに、指定避難所等の機能強化を進めています。財源は限られていますので、避難所の住み分けを行い、備品の整備についても、毎年少しずつ積み上げ、必要数の充足を図っているところです。今年から着手しました、気象・河川情報システムも、もうすぐリニューアルが完成となります。

前回は答弁させていただきましたが、防災の決め手は、やはり自助・共助の強化にあるのではないかと考えています。令和元年から2年にわたって、各自治会に対し、3万円プラス世帯数かける500円分の補助金を交付して、備品の購入など、防災対策強化の一助としていただいていたのですが、新年度においては3万円を10万円に増額することとしています。それぞれの地域で取り組む防災・減災対策や、緊急避難場所の機能強化等に使用していただくことはもちろんですが、これを機に、地域ごとで防災について話し合う機会が増えることにも期待を寄せているところです。

現在、各自治会を対象にアンケートを行っており、まだ集計途中ではありますが、防災についての項目の中で、防災訓練を自治会単独で行っているところは隔年を含めて25%という状況でした。まだまだ訓練の開催が浸透しているとは言えない状況です。避難先が決まっていますかという問いには89%が決まっていると答えていますが、全員が理解していますかと問うと、その回答率は下がります。連絡網を作成していますかという問いに対しては、作成している自治会は49%と、半数にとどまっています。藤井議員も指摘しておられるとおり、ご近所同士の声の掛け合いが、いざという時、一番効果が上がると思いますので、ぜひ、多くの自治会で連絡網の作成を進めていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、防災に完璧の備えはありません。まずは自助、共助、公助、それぞれが役割分担しながら機能強化を図ることが大切です。上手に情報共有を図る中で、いざという時に、うまく連携し、機能する仕組みを構築できれば、町の防災力は飛躍的に向上するものと思います。自分の住む地域の、大切な人たちの命を守るために、ぜひ防災についての話し合いの場をできる限り多く持っていていただき、1歩、また1歩と防災強化への歩みを確実に前へ進めていただきたいと思います。町民の皆様方の、格別のご理解とご協力をお願いいたします。答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 4 番 ありがとうございます。100%災害を防ぐことはできないとっておりますし、特に、この南海地震だとかそういうのが一斉に発生した場合ですけれども、通常ですと3日とか1週間とか言うふうに言われますが、おそらく道路もいろん



なインフラがすでにもうシャットダウンなってしまって、ひょっとしたら最悪のことを考えなくちゃいけないなあと思います。そうすると、もうあとは自主防災といえますか、その地域でお互いに助け合うという仕組み、方法しか手段しか出てこないとあれぐらい相当大的な災害になると心配しております。

そこで一点だけお聞きしたいのは、各ふれあいセンターの防災倉庫に備蓄はしてあるんですが、以前のときはだいたい食料はその地域に対して3日分ぐらいというような話を聞いて、現在も同じなのかよくわかりませんが、昨年コロナが発生しています。また、そういった備蓄の量も増えてきていると思いますが、今の現況の防災倉庫に入っている備蓄の量というのは、だいたい何日を想定しておられて人数の割合をどういうふうに出しているのか、わかりましたら教えてください。

- 議長 はい、答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長 現在、防災倉庫等に備蓄をしております食料につきましては、全体で1万2000食分を超える量を確保いたしております。先ほども答弁をさせていただきましたけども、年々少しずつ量を増やしているという状況でございます。あとこれとは別に学校においてもいざというときに対応できるだけの非常食を持っております。避難をされる方の人数にもよりますけれども、今、藤井委員がおっしゃられたように3日から1週間までの備蓄が理想とされておりますけれども、これからは避難所の各避難所の想定を確実にしながら非常食の備蓄を進めてまいりたいと思っております。
- 議長 4番。
- 4番 ありがとうございます。おそらく令和3年度4月からまた始まる自治会長会だとか協議会長会とかそういったところでまた話が出るかと思っておりますけども、先ほどのように、やはり自主防災というのが一番大事であって、今の備蓄の数量で1万2000食ある。だいたい地域毎で割ってみると、3日から1週間という話ですけども、この東南海においては、1週間でも復旧できない話だと思いますので、以前にもこういう話は言ったかと思いますが、我々それぞれの世帯が最低でも1週間2週間3週間ぐらいは泊まって生活できる、それぐらいの備蓄をしていただきたいというふうにせめて呼びかけたけども、していただければ、これはいろんなことで徹底するってことは難しいかと思っておりますけども、できる限り備蓄をするということしか方法はないんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、新年度になりましたら、そうした自治会長会や協議会長会等を通じて皆さんにあの声をかけていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。
- 議長 はい。総務課長。

- 総務課長 白川町においては比較的保存の食料であるとか、水であるとかについては、心配がないというような声もありますけれども、そうではなくて、やはり各家庭ごとで藤井委員おっしゃられたように3日なり1週間滞在できるだけの備蓄について、そういったことの啓発をさらに進めてまいりたいと思います。
- 議長 はい。町長。  
(町長 横家敏昭君)
- 町長 行政として、ただ、自分の自己防衛ということも必要ですけども、他の町村との連携というのが非常に必要になってくると思います。地震の場合は広域でございまして、今は笠松町との協定をやっておるわけですが、県等のいろんな指導を受けますと、地震ならば東北の方とのそういう協定を結びなさいとか、そういった必要性というのもこれから出てくるのではないかとということと、もう一つ、もし南海地震が来た場合に我々は震度5くらいという予想のところです。白川町は多分避難が少なかったと。そうした場合、よそへ応援をしていくという心がけも常に持っていなければいけないなということを思います。今回東南海地震で、もし浜岡原発がやられた場合に、白川町へ避難してお見えになる方がどここの地区の人っていうのはもう決まっておるわけです。静岡の磐田市から白川町へ避難をされるという図面上出ておるそうなんです。実はもう少しもっとそれを深くやっついていかないと、もし来たときに、それが本当にもう動かせるのかという問題もあります。そんなことも常日頃思っておるわけです。自分も助かるということと相手を助けるというような部分を常日頃持っていないと、被災を受けたときに今度は自分が助けていただけないという認識それがその関係だというふう認識をしております。
- 議長 佐伯好典君の質問を終わります。  
ここでお昼になりますので休憩にし、午後1時から再開したいと思いますのでよろしく願いいたします(午前11時55分)
- 議長 再開します。質問を再開します。(午後1時00分)  
1番 服部圭子君。  
(1番 服部圭子君)
- 1番 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。三つの質問、学校について、脱酸素について、そして日照問題について三つの質問をいたします。最初の学校統合計画につきまして、五つに分けて質問させていただきます。通学の距離について、再編委員会について、佐見小の統合について、また中学校の文化部について、そして教師の方々の研修について質問をさせていただきます。  
学校の統合につきましては白川学園という義務教育学校の構想があり、現在の白中の場所に造るということになっております。佐見から、または黒川からは

遠いから、佐見、黒川には分校を残すという計画が教育委員会の方針として出されております。その白中の場所への距離について考え直していただきたいということで質問をさせていただきます。

佐見の地域説明会で、ある方が「白中に小中一貫校では、距離が佐見だけ遠く不公平で、小中一貫校を造るのであれば島地区にすれば全体から同じ距離で通えるのではないか」というご意見がありました。おっしゃる通りです。

白川町は5村が合併し大変広い面積を有しています。白中の場所は、黒川、蘇原、白北地区からは中心にあるのですが、佐見の成山から上の地域は、車でさらに15分かかります。中学生は1時間ほどの通学も耐えられるというふうに考えられますが、佐見の小学生が白川中学校のところまで毎日往復で2時間弱、車で過ごすことは、子どもにとってあまりよくないのではないかと。文献を少し見ましたが、小学生が車で往復長時間費やすということについては、車にずっと乗っていることで体力の低下、そして帰る時間も遅くなったりするので、遊びが少なくなるとか、あと家族との時間が過ごせない、そういったような負担が出てくると指摘されています。

白川学園構想では、佐見に分校を残し、黒川にも残し、ゆくゆくは、分校がなくなってしまったときには、小学生は白中の今の場所に通わざるを得なくなる。そういった将来的に見据えても、小学生は町内に、広い白川町ですので、2ヶ所残すという構想に検討する必要があるのではないかと私は思いました。

現在の白小の位置でしたら佐見からは長くても40分、30分前後で通える距離です。そこへの統合ならば、佐見の人数が少ない1人とか2人とか3人しか学年にいない親さん達の心配は、やっぱり遠くへは通えない、でも友達は欲しいということなんです。白小の場所だったら通学時間も短くなるからということで、安心されるのではないかと思います。

または、考え方を少し広めて、下呂市や東白川村の学校に組合立にするような考えも取り入れて、再検討する必要があると思います。

小学生は、30分くらいの距離で通える場所への統合を検討することが必要ではないか思います。この件について考えをお聞かせください。

○ 議 長 はい。質問が終わりました。答弁を求めます。

教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 1番服部議員の質問にお答えします。

小学生は30分くらいの距離で通える場所への統合とありますが、現在の白川町の状態が30分ぐらいで通える距離です。中には、現在でも30分を超えて通っている小学生もあります。白川町の地形や地理から考えて、30分で通える場

所へさらに統合をすることは実態に合いません。

文部科学省は統合した学校の通学時間について全国調査を行っております。それによると、9割が1時間以内ということで回答が出ているようです。そのような実態から、文科省では、「総合的に考えて長時間の通学による課題を一定程度解決できるという見通しが立つことを前提として『おおむね1時間以内』を一応の目安とする」という見解を出しています。

学校統合に際して通学時間を吟味することは非常に大切なことではありますがその他の条件も考えて総合的に判断しなければいけません。あえて30分で通える場所に統合するというような原則を作ってしまうと、統合する学校がない、原則通りにいかないことが大いに考えられます。

なお、議員が通告に2つの小学校ということをおっしゃいました。その意味が良く分かりません。また、「下呂市や東白川村の学校に組合立にする」と書かれていますが、現在、そのような考えはもっていません。お答えをいたします。

- 議 長 答弁が終わりました。ありますか。
- 1 番 質問が明確になかったようで申し訳ありません。現在は分校に残すという案が出ています。それはやっぱり通学距離ということを鑑みての計画だと思います。分校にするという理由は何でしょうか。
- 議 長 はい。教育長。
- 教 育 長 少しお話をしますが、いきなり分校にするということはどこにも書いておりません。まず、河岐に小中一体型の学校を建設する。そのときに、佐見は佐見小学校、黒川は黒川小学校として町内を三小、一中にするというふうに出してあります。そして、将来的には、その黒川と佐見は義務教育学校という形にしていくと。そのときの方法は、6年生までの義務教育学校でもできますけども、人数も減っていれば、そして子どもの体力とか精神的な発達を考えたときに5年生以上が本校に来ると、4年生以下は分校に残るという順番になってますので、いきなり分校ということは言われませんが、もしそういうふう理解して見えるようでしたらそれは違います。そして、なぜ4年生以下は分校にするかといいますと、子どもの精神的な発達を考えたときの節目に、大きなものに、小学校4年生と5年生の間になります。いろいろな成長発達がありまして、そこで、5年生ぐらいになればある程度、大勢の人数で、しかも体力も河岐までバスで通っても大丈夫だろうというようなことで、そうしたときに義務教育学校として一つの学園ですね。美濃白川学園という白川町の一つの学園になっていくということを構想しています。一つの学園になった場合に、特別の教科を作る。それこそ部活動もサークル活動も一体的に考えていくようなことが義務教育学校として可能です。将来的なそういう見込みがありまして、その中の分校であるということです。そ

ここに行き着くまでにはまだまだ大分先のことになるわけですが、当面、佐見は小学校として6年生まで残していく。まず最初にありますので、そこをご理解ください。

○ 議 長 はい。再質問はありますか。

○ 1 番 少し次の質問にも関わってきますので続けたいと思います。

小学生は乗車時間についてはそれを基準にして考えるという考え方ではなく、というふうに私もそれはそうだとは思っております。そこで今おっしゃった美濃白川学園構想ですが、それは将来的だとおっしゃるんですけども、教育長は令和8年には白川中学校の所に小中一貫校の建物を建てるという予定だというふうにおっしゃっております。令和8年に建てるというと、庁舎の方の計画も令和8年です。それに対しても3年度から始めていこうとするので、当然ビジョンというものは、学校統合についても作っていかなくてはいけないと思うんです。そのために、再編検討委員会というものをもう一度しっかりと立ち上げて、全体の構想、現実問題、分校という形で残せるのかとか、その段階はどういうふうに踏んでいくのか、そういったことについても立ち上げについての考えをお聞かせください

○ 議 長 はい、答弁を求めます。教育長。

○ 教 育 長 議員の通告の文章を読みましたところ、議員は全体構想を再検討するために再編検討委員会を立ち上げるということを要望されているというふうに理解をしますが、そのような委員会を立ち上げることは行いません。ただし、実情に応じて、この構想を見直して、あるいは改善していくということが必要であるというふうに考えております。今後は、新しい学校作り検討委員会というものを立ち上げて、美濃白川学園構想に至るまでのより詳細なプランを具体的に検討して行く予定です。

答申とか方針を出しました。そして今それに基づいて、佐見中学校、白川中学校の統合も進めているわけですが、1年半前の答申、1年前の方針をもとに、さらに改善はしております。その例を紹介しますと、これは議員もご存知のことですが、答申が出る頃には、佐見から河岐までは70分かかるといようなことでやっておりました。しかし、その後、教育委員会の事務局の方でこれに対して、少しも短い時間でということで、通学バスを2台にして経路を二つにしてやれば、何とか50分で到着できそうだとおっしゃるところまでわかりまして、そこで佐見の方には説明に何回も行きました。このようにして答申を出したのは1年半前です。方針を出したのは1年2カ月前です。その間に、さらに改善できるなどということは改善をして取り組んでおりますので、これからも、地域の実情とか、児童生徒の実態とか、保護者の予防とか、こういうことをお聞きしながら改善して

改良していくということは続けて参ります。

- 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 1 番 もう一度ちょっとお聞きしたいんですが、再編についての大きな枠組みを検討するということではなく、その枠組みが決まっているというふうに理解できるのですが、その枠組みというのはどういうことかをもう一度おっしゃっていただくのではなく、今言った細かいところを改善していくというのが今の答弁だったと思うんですけど、その大枠は白川学園を作り、その分校は将来はまずは佐見と黒川に残していくと、三つの小学校と一つの中学校にするということが、大枠ということでもいいでしょうか
- 議 長 はい。答弁。教育長。
- 教 育 長 一昨年9月の答申には、詳細が書いてあります。それをもう少し根幹をはっきりさせたのは方針ですが、白川町の子ども数の減少に伴い、地理的条件を鑑みて、子どもの成長発達にとって統合が効果があると、相乗的効果があるというふうに判断できたところから統合していくと、その統合の行き先は美濃白川学園という義務教育学校、9年生の義務教育学校であって、6・3制の小学校中学校とは制度が違います。そこを目指していく。過程に統合をしていくわけですけども、河岐に小中一貫校を作るというのは、言ってみればこれは小学校と中学校の統合ですね。それから、そのためには、白川小学校と蘇原小学校は小学校同士の統合です。縦の統合とか横の統合を繰り返しながら、ひとまず目指すところは三小一中です。6・3制。そこからさらに進んで、佐見小と黒川小は分校という形になって一つの学園になると、こういうふうに向かっていると、この大枠はしっかり持っていくと、その過程でいろいろと課題は出てきます。例えば、今回の白中、佐見中の通学時間も70分は何とかならないかなって検討して、50分で行けそうだなと検討していておりますので、そういうことはやりながらですけど、その向かう方向は、皆さんにいろいろ意見を聞きながら作ってきたものですので、そういう方向に行こうと考えております。そもそも、この構想は、庁舎建設が問題になったときに庁舎を決めるよりも学校の配置を優先してほしいというのが、議会の皆さんからの統一された意見でした。ですから、学校の構想を作らせていただいて、提案させていただいて、白川中学校は、小学校中学校の施設一体型の校舎建設というふうにして歩いてきて今に至っているわけですから、そういう方向を目指していきたいと考えております。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問。
- 1 番 次の質問にいきます。関わってくるので。  
小学生の学級の数について、これまでも何度も質問してきました。1人になっても、学校は続けるんだというような答弁も、前の教育長からもいただいてお

ります。大人でさえもコロナ禍で集団活動にストップがかかると、精神的に鬱になりそう、そんな声も聞こえています。

子どもの1年間の小学校生活は、大人で言うと10年に値するといった法則があるそうです。子どもにとっては複式学級で10人が確保できない人数というのは、成長発達に支障があると考えるのが妥当ではないかと思います。白川に勤務される教師の方に聞いても、やはり学習に制限がかかるとおっしゃいます。立場上公には言えないが、早く統合を進めてあげてほしいとおっしゃる先生もおられます。これは専門家としてどう思いますかっていうことを、私もいろんな方にお聞きしております。有識者の方にも聞いています。また、議員で佐見小学校に視察に参りました。その時の感想の中にも数人の議員が、授業などから、早い統合を考えるべきだと思うと述べておられます。佐見から白小でしたら長くても40分で通えます。そして多くの仲間が今ならいます。通える学校があるにもかかわらず、仲間が1人で勉強するとか、そういった学校生活を送らせることは、教育的合理的配慮をすべき関係機関の責任も問われるのではないかと思います。複式で10人以下の状態になった時点で、佐見小学校が白川小学校に統合できるようにすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議 長 答弁を求めます。教育長。

○ 教 育 長 議員は「子どもにとってせめて複式で10人が確保できない人数というのは、成長発達に支障があると考えるのが妥当ではないか」と書いておられます。現実に2学級で10人以下の学校は県内にいくつか存在しますが、成長発達に支障があるという事実はありません。従って、複式で10人以下の状態になった時点で統合するという事は行いません。

先日、佐見小学校で輝き発表会という学習発表会がございました。1年生は2人、2年生は6人の8人の10人に満たない学級ですけど、その1、2年生の子どもたちは1年生で大きなカブ、2年生でお手紙という国語の教材を合体させて、寸劇で発表をしました。1年生の子にとっては2年生のお手紙という教材も一緒に勉強しているようなものですけども、その発表の様子を見ていて、最後に2年生の子が1年生にお手紙を渡して幕を閉じるという寸劇でした。1年生、2年生8人で10人以下です。しかし、1年生の子にとってみれば、2年生の子がモデルになる。憧れになっています。2年生の子にとってみれば、1年生のお兄さん、お姉さんですから、しっかりお兄さんお姉さんらしくしようなどというようなことをやっているわけです。単式学級では、わからないような経験できないようなこともできる。もちろん、指導上、いろいろ制約がありますが、それは指導上のこととして、それは工夫に工夫を重ねれば、成長発達に支障が出るというのは考え方はできません。従って、議員のおっしゃる、複式で10人以下の状態になった

時点で統合するというようなことは行いません。以上、答弁といたします。

- 議 長 はい。再質問。1番。
- 1 番 本当に発達に支障が出るというようなことは、ちょっと言葉の面で過剰だというか失礼があったかも知れません。ですが、私が今8人という数はまだまだある方なんですけれども、現実には1人の学級が出て、上と下と合わせても3人しかいない学級が出てくるっというところでは、この1人の学級でもいいのか、そして学力は確かに大丈夫かもしれないけれども、遊びの力とか、コミュニケーションなどいろんな体験の多さとか、そういうことを考えたときに、それでも佐見の方で残した方がいいというふうなお考えでしょうか。そこについてもお願いします。
- 議 長 はい。教育長。
- 教育長 ご質問は10人以下になったときに統合するという内容ですが、まずそのことは行いませんというのをお答えしましたが、私は逆に1人でも残すとか、そういうことまで強くは言っておりません。確かに1人あるいは0人というようなことになったときは、さらに今よりも指導上の課題が増えることは確かです。従って、ゆくゆくは本当に少人数になってきますので、そういったときに、教育委員会としては指導の工夫とか、改善とか、環境についていろいろと策をねって行きますが、それでも、保護者の方がやはり横の人数を増やし欲しいということが強くあれば、そういったことも検討していく。そうすると今度は通学距離が伸びますので、その課題についてどう対応するというところで、私たちは柔軟に考えていくべきだと思っておりますので、まずは来年4月に佐見中学生が白中に通うようになります。遠距離ですから、中学生の保護者の方でもいろいろと心配されていますが、ましてや小学生です。そういった、心配もお持ちだと思いますので、保護者の方と懇談をしながら一番良い方法を見つけていくべきだというふうに考えております。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ですか。
- 1 番 説明会の中でも教育長は中学校の統合が議会でも決まりましたのでそちらについては着々と進みますが、小学生についても今の1年生から下のお子さんのお持ちの保護者さん方々のご意見を聞いて柔軟に対応するというをおっしゃってくださっています。そのように進めていただきたいと思いますので、くれぐれもよろしく願いいたします。次に、文化部の設置について質問させていただきます。  
私も4人の子供を佐見中学校で育てさせていただきました。部活動はスポーツ部しかなかったもんですから、その中で頑張るしかないのだと思っていました。しかし他の学校を知りますと、黒川中学校には文化部が古くからありました。シイタケの植菌作業、お琴、三味線なども総合学習にあることを知り、うらやまし



く思ったこともありましたが。また、白川中学校には吹奏楽部があります。あとスポーツに通いやすい点もあります。佐見にも歌舞伎があり、中学生も小学生も地域の方と作り上げる伝統があります。しかし、中学校には古くから私が知る限りですけれども文化部がありません。質の高い伝統の文化祭があったんですけれども、それもなくなって久しいです。

このように、学びの機会や選択肢の格差があると感じます。多様性を身につけるには、必ずスポーツ部に入るのではなく、夢中になるものを持つことが優先されるべきではないでしょうか。それが成長には欠くべからざるものだと思います。内容については柔軟に決めることができる文化部を、早急にどこの中学校にも必ず設置してあるようにしていただけたら、いかがでしょうか。現在にはない佐見中に文化部を作っていただくことについて質問します。

○ 議 長 答弁を求めます。教育長。

○ 教 育 長 議員の質問文には白川中学校、黒川中学校、佐見中学校の文化的活動が掲げています。これらはすべてが文化部の部活動として実施されているものではありません。総合的な学習として行っているもの、特別活動として行っているもの、さらに地域が中心となって行っているものが混在しています。文化的活動＝文化部と誤解のないようにお願いします。

これは、先ほどの梅田議員の質問にもお答えをしましたが、部活動の設置、変更、廃止は学校が生徒や保護者に理解を求めながらやっていくものです。従って、教育委員会からそのような指示は行いません。教育委員会は学校が部活動を運営しやすくなるように環境づくりを行っていくという方針です。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ですか。1番。

○ 1 番 いろんな活動が総合学習の中でやられていることはお聞きしましたし、梅田議員の質問の中でもそのようなことを承っております。

例えばですね、スポーツ、部活に馴染めない。そんな子も中には居ると思うんです。そのときに部活数はお休みするというような、その子にとっての一番最善の策をとられるんですけれども、最初から部活がスポーツ部だけではなく、文化部、そういったものがあれば選択肢を広げるという意味で必要ではないかというふうに思うんですけれども、スポーツ部しかない学校の実態を文化部も作っていくというふうなことでは再質問させていただきます。いかがでしょうか。

○ 議 長 はい。教育長。

○ 教 育 長 小さな学校の部活動の設置は、小さい学校なりに大変苦勞しています。佐見中学校においてもスポーツが苦手な子、佐見中に限らずですけれども確かにいるわけですし、それに対しては、学校職員が生徒本人や保護者の方と懇談をしながら、スポーツはやらないがプログラミングとか言うような内容で対応してくれていま

す。私も白中、黒中で勤めておりましたが、いろいろな事情で今ある部に入れないという子に対しては、個別の対応しておりましたが、それについてもまた先生が必要で、下校放課後になったら帰っていいよということが白川はできないという実態があるわけですね。そうすると、すべての先生で、部活動としては決めてあるけども、難しいことについては個別対応をしていく。その際も必ず先生をつけて対応しております。文化部を作れば解決するというふうにはちょっとできませんので、学校の方で対応しているということをご理解ください。

○ 議 長 答弁が終わりました。はい。1番。

○ 1 番 では最後の質問にさせていただきます。

以前、議会で視察いたしました秋田県の東成瀬小中学校は、1小1中でありま  
す。先生方の研究会活動が非常に盛んでした。秋田県の方針もあるのですが、  
教師の互いの学びの機会が、このような変化激しい時代には、常に設けられる必  
要があると思います。

多くの先生方は3年で転勤されます。白川の教育に慣れるまでには、また、新  
しいリモート授業の試行錯誤には、先生同士の研究活動が必須です。オンライン  
を使って移動距離がいらなくなり、研究活動がよりやり易くなりました。白川町  
の教師、学識経験者の研究会を進めることについて現状をお伺いいたします。

○ 議 長 はい。教育長。

○ 教 育 長 教員には「教育公務員特例法」とい法律があります。そのなかで、教師はその  
職務上、たえず研究と修養に努めなければならないということが法律に謳ってあ  
ります。ですから、これまでも研修は行ってきておりますし、これからも行って  
いきます。

もう少し丁寧に説明をしますと、白川町の学校はコロナ禍ではありましたが  
も、実によく頑張ってくれまして、どこの学校も校内研究会やっておりますが、  
コロナ禍であっても、白川小学校の2月25日と、白川中学校の10月。佐見小  
学校の10月には、それぞれ教育委員会が指定した課題で研究発表会を行って  
おります。もちろんコロナ禍ですので、3ヶ所に限定して行いましたけども、他の  
地区では発表会はやれないというのが多かったですけど、やれることでやってみ  
ようということで、実によく頑張ってくれております。

別の話ですけど、可茂地区の学校図書館審査に蘇原小と白川中と黒川中が応募  
しまして、蘇原小は最優秀賞、白川中と黒川中は優秀賞を取りましたが、調べて  
みましたら、可茂地区でしたが、応募したのはこの3校だけでした。他は応募し  
なかったというふうに、研究と修養というものは、教員にとっては欠く事のでき  
ない内容ですので、これからも続けていきます。町の教育委員会もいろいろな研  
修は用意しておりますし、この法律に基づいて、県の教育委員会も研修を用意し

ておりますので、そういうところへ参加するよう形にして進めてきております。、令和3年度もそういった方針でやっていきます。よろしく申し上げます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ですか。

○ 1 番 この研修につきましては、各校の発表というよりは、小中の先生たち、そして小学校同士のその4つの小学校の同じ研究会といったものが独自にあるといいかな。もちろん、今あるかもしれませんが、そういったやっぱり新しいものを生み出していく時代ですので、そんなことも望んでの質問でございました。更なる活動をよろしくお願い致します。

では、2番目の質問に入らせていただきます。

地球温暖化、脱炭素を進める施策について、町長の所信表明や最近のあいさつの中でも、盛んにSDGsや脱カーボンについて話されています。おっしゃる通りで、できる施策を進めないと、後戻りできる猶予年はあと3年ともいわれています。具体的に町長の考える、白川町で進めれる地球や人類を救う施策についてお伺いします。2つの点でお伺いします。

まず1点目です。21年2月のNHK報道によりますと、農水省が、30年後ですが2050年までに有機農業面積率を25%にすると発表しました。現在の有機農業面積は、有機JASで0.2%です。白川町の現在の有機農業面積はわかりませんが、有機農業者は6%です。全国の0.28%というデータの20倍です。そして、有機農業者の平均年齢は、基幹的農業が66.1歳に比べ59歳と若い農業者が多いのです。これから農業をしようと思う多くの方は、環境問題ですとか、需要の多い有機農業を求めていることがわかります。このように白川町は全国に比べ群を抜いて多い町だと言えます。米、豆、野菜技術も、白川町の有機農業の歴史は以前の一般質問でも40年というふうに言っていましたが、30年ぐらいの技術研究の蓄積があります。この特徴を生かして、白川町は、農水省が言っている2050年の30年後の半分、2025年までに面積を25%達成するよう推進目標を立て、実現する考えはないか。お聞きいたします。

○ 議 長 答弁を求めます。町長。

○ 町 長 それでは、答弁をさせていただきます。

農林水産省は新たな有機農業の推進に関する基本的な方針について、昨年4月に公表をしております。それによりますと、2017年の有機農業の面積は2万3500ヘクタールありました。それを2030年には6万3000ヘクタール、さらには2050年に10万ヘクタールに拡大をしようとしております。これは農業生産から発生する温室効果ガス抑制というのが主目的でございまして、そしてこの数値達成の根拠というのは、今年2月に発表されました緑の食料システム戦略というのがございますけれども、これに、細部にわたって、例えば農業技術

はどうするのか、いわゆる農薬肥料のあり方というものをどうしていくかという  
ような細かな部分がされておりまして、その検討されている技術革新によって、  
その目標を達成するというものでございます。それを見てますと、我々が普通考  
えておりました、農業いわゆる有機農業とは本当に違うんだな、といいますと、  
例えば肥料は化学肥料じゃなくて当然、サツマイモならサツマイモに適したペレ  
ットの肥料を使ったり、あるいはドローンなどスマート農業等で管理はする。そ  
して、農薬につきましても、遺伝子組み換えというと語弊がありますが、病害の  
遺伝子、いわゆる外虫の遺伝子だとか病害の遺伝子に作用をするようなものであ  
るといふうなのを作っていくということでございます。

今現在、オランダあたりでは相当進んできておりまして、そういう科学技術  
がないことにはこの目標は達成できない、というふうに私は考えておるもので  
ございます。そこで、一方有機農業の推進に関する基本的な方針についても検討  
されておりまして、それは国民的合意形成をするということが大切でありまして  
五つ、それについて挙げております。

一つは、農業者が有機農業に容易に従事できるようにするための取り組みの推  
進、そして二つ目が、生産、流通、または販売のあり方、そして三つ目が、消費  
者が容易に有機農産物を入手できるようなシステムにする。そして四つ目が、有  
機農業者と消費者との連携促進。五つ目が、農業者その他の関係者の自主性の尊  
重というふうに結んでおります。といいますのは、地域の実情や農業者、その他  
関係者の意向への配慮がないままに、有機農業による生産される農産物の生産、  
流通または販売に係る各種の取り組みが画一的に推進されることのないように留  
意することというふうに結んでおります。

話変わりますけれども、平成18年に有機農業推進法が施行されまして、それ  
により各自治体は有機農業推進計画を樹立することになりました。岐阜県におい  
ては平成22年に発表されておりますし、私ども白川町においても平成22年3  
月に策定をしております。それを受けて私どもの最初の事業という形で、成山地  
区に研修施設くわやまが建設をされました。当然ご承知のことと思います。当時  
私は議員でございまして、この建設に議会そのものは消極的でありましたが、私  
は有機農業推進法の施行を理由に建設推進をぜひお願いしたいということをお願  
いをして参りました。と申しますのは、私も切井茶生産組合は有機JASの組合  
長でございましたので、手前味噌のような形で推進をお願いをしたわけでござい  
ます。そして、町長就任以降でございますけれども、スーパーカネスエと話し合  
いの場がございまして、専務とそして旬楽膳の担当者の方とじっくり話をさせて  
いただく機会もございました。そしてもう一つは、オアシス21にございます朝  
市の吉野さんと数年前でございましたけれども、佐見地区で一晩語り明かしたとい

うような中で、いろんな白川町における有機のあり方だとか、方向性というものを認識をさせていただいたわけでございまして、それが、これからの有機の進め方ということの中で、やはり今あるゆうきハートネットという組織を通じて今の時点においてはそのお手伝いを今行政はさせておっていただくわけでございますけれども、そのお手伝いを今後もそのまま続けて拡充していきたい。ただ、国が進めようとしております有機農業の推進の中で、こういった先ほど申しましたような計画になりますと、相当数のいわゆる有機栽培野菜というものが出てくる訳です。国はその一つの元として、有機農業というのは非常に紛らわしいと。どこに有機農業を証明するものがあるかということでございますので、有機JASの推進というのは、これはそれを唯一消費者に証明するものであるというふうに位置付けておりますし、有機農業と観光農業との個別がつかないような状況にこれからなってくる。だから、有機農業をして生産したものが付加価値があるというふうには言えなくなってしまうということでございます。単価的にもそういう状況になってくると、そんなふうなことを私はその予想をしておるものでございます。

答弁としては以上でございますけれども、反問をさせていただきます。

- 議長 長 はい。町長。
- 町長 去年の12月にも服部議員から、農薬使用等の有機農業についての質問を受けまして、そのときの折に恵那市が取り組んでおる発酵の町という宣言をやっております。私は、これがさらに有機農業等の付加価値を高めるとここに繋がっていくのではないかなということで提案を申し上げたわけでございますが、これについてどのようにお考えかをお聞かせさせていただきたいというふうに思います。
- 議長 長 はい。答弁。1番。
- 1番 先ほどの答弁に対する再質問は後にさせていただいて、今のご質問に対して私の考えというのを聞いていただいたので、短くお伝えしたいと思います。。  
発酵という食べ物の発酵食品ですね、麴ですとかお漬物ですが味噌、醤油というものが発酵するもので、そういうのを恵那市ではコンテストなどをして進めているというふうに聞きました。発酵なぜ進めているかということ、やっぱりそこには、人の健康にいいんだということで進めていると思います。一方、有機農業もこの共通するところとしましては、実は土の健康に有機農業はいいんだいうところで一致していると思います。発酵のものを食べることによって、今コロナで腸内細菌がとても注目されています。そういったものを発行のものを食べることによって腸内細菌が豊かになって、免疫力も高まっていくという健康の効果絶大にあるわけなんですけれども、そこに添加物ですとか、保存料ですとかそういったケミカルですね。化学物質を食べていくと、ミネラルとか発酵の菌が微生物と

いうものが少なくなってしまうって発酵を止めてしまう。微生物の活動を止めてしまう。それは健康にも免疫力を下げていくということになると思います。ですので、発酵するものを食べることは大切なんですけども、それを阻害してしまうものも気を付けていく。有機農業は土の健康のためにいいというのは、微生物を土に豊かにするというために、例えばぼかしですとか、堆肥ですとか微生物を土に入れて、それで初めて土が健康になって、健康な作物が作られる。ということで道理は健康という面で、土の健康、そして人の健康。土の健康であれば、健康な作物ができてお薬もいらない、農薬とかもしなくてもいいようなものができる。有機農業も健康な有機農業であるために技術も進めていかななくてはいけないんですけども、そこで農薬とかを有機農業は農薬を使わない農業なんですけれども、そういう農薬を使うことによって微生物が死んでしまったりとか、少なくなったりしていくので、土が健康ならず健康に作物が取れなくなるということも、やはりその発酵の食べ物と同じであります。ですので、どちらも発酵のものをどちらも人の健康のために欠かざるを得ないものだと思いますし、そのような方向をどちらも進めていくことは、人々の健康のためには大事だと思っております。

町長の問いに十分応えられたかわかりませんが、よろしいでしょうか。

- 議長 はい。
- 町長 国は、自然有機農業推進法という法律の中では、既存の農業が得る化学肥料を使ったりしていることが安全ではないということは一言も謳ってはいないわけです。当然、国が謳っておるのは、環境問題、特にいわゆるノーカーボンを推進するためというふうになっておりますので、そこで、いろんな農産物が出てきたときに私申し上げたいのは、付加価値を付けるための発酵ということと、あともう一つは今、自然農法という、いわゆる有機農業と既存の生産物というのは区別がつかない状態にこれからなってくると。そんな中で今注目されてきておるのが自然農法だというふうなこと。これはもう、非常にいろいろな考え方もあろうかと思えますけれども、と申しますのは、今回、白川町へ自然農法の権威の方が移住をされておるわけです。いろんな考え方もあろうかと思えますけれども、そうした方の考え方というのも一つのバリエーションを広める上でも、白川町を宣伝する上でも否定はできないなというふうなことを思いましたので、実はそのことを言いたかっただけの話でございますので、ありがとうございます。
- 議長 1番。再質問ありますか。
- 1番 それでは話を戻しまして、有機農業の面積を増やしていくということについて再質問をさせていただきます。

ちょうど県の方から3月4日付けで多分町の方にも来ていると思うんですが、

国がそのように進めるということで、県も昔22年、それから5年後に見直すとあつて、27年に見直した推進法を見直すということで来ております。その計画が非常に素晴らしいものであるんですけども、この県の見直しについて、白川町の推進計画も見直しも図るように、だいぶ前に作られておりますのでしていく必要があるのではないかと思います。その中で県の方にもその具体的な内容があるんですけども、この3つの点についてはその見直しの中で入れていただきたいと思います。その3つというのは給食への有機農産物の積極的な使用と食育の中で有機農業への理解を深めていくこと、そして2番目には、有機農業者、実践者との連携を図ってまた県の進める指導者育成とか、研修事業に積極的に協力すること、そして3番目には、農業委員会も推進計画に参画していただくこと、その3つについても加えて推進計画の見直しについてご意見をいただきたいと思います。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。  
はい。町長。
- 町 長 実はその点触れられるのは弱いなと思っておったわけですが、本来、5年後にその見直しを図らなければいけないのですけども、私どもは、22年に制定をしております、県は27年に見直しをやっておりますけども、数値的なものは一切ないわけですが大まかなものでございました。今、ご指摘のありましたように私どももそういった形のなかで、農業委員会あるいは、先程ゆうきハートネットというふうにお話をしましたんですが、将来においては、これが本当の観光栽培になってくる時期になってくるわけでございますので、農業委員会等を通じて見直し等も図らせていただきたいなというふうに思うところです。
- 議 長 答弁が終わりました。いいですか。
- 1 番 よろしく願いいたします。2番目の質問に入らせていただきます。  
ごみの減量化について、人口は減っているけれどもごみの排出量が増えているのが白川町の実態だとお聞きしました。ごみ減量プロジェクトを作って、減量化と脱プラスチック等を進める考えはないでしょうか
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。
- 町 長 それでは答弁をさせていただきます。なぜ今プラスチックの問題なんでしょう。今問題となっているのが、海洋プラスチック問題でございます。マイクロプラスチックと呼ばれる車のタイヤの粉塵とか洗濯排水に含まれる繊維くずのようなものがマイクロプラスチックの主な発生源でございます。そして大きな廃プラスチックの処理です。海洋汚染ということだけを考えれば、海に流れ出す前に物を回収するというのが一番手っ取り早い方法です。一方、ゴミとして回収された廃プラスチックの8割が埋め立てられたり、海洋に投棄されたりして

おります。このままでは2050年には120億トン以上のプラスチックが投棄されると警告をされております。このゴミの量を削減するための手段としては、プラスチック製品の生産量、使用量という上流対策と、プラスチックゴミの回収率、リサイクル向上といった下流対策が考えられます。特に我々地方行政にとりましては、使用量の削減やリサイクル率、回収率が課題になると考えております。国連の環境計画の条約で新たに再プラスチックの原料として綺麗に洗浄、選別されていない低品位のプラスチックごみを規制対象とみなすことになりました。その結果、今年1月から原則輸出が禁止されることになりました。そこで白川町ではリサイクル品として橋本さんに引き取っていただいているのと、可燃ゴミとして処理されている2ルートがあります。昨年からリサイクル率をより高めるための呼びかけと同時に、ペットボトル等のラベル、キャップを外し、綺麗にして出していただくようお願いをしております。おかげさまでだいぶ徹底をして綺麗なリサイクル品が出るようになりました。また昨年橋本さんの会社を訪問した折に、白川町のリサイクル品は綺麗で質が良いと感謝の言葉もいただいております。プラスチック問題というのは、みんながリサイクル、リユーズ、リデュースの三つ。つまり再利用、使い続ける減量というその三つに加えましてリフェーズするという言葉ですけども、つまり買わないという基本でございます。この四つをいかに住民の皆さんにお願いをしていくかということでございます。

そこで、議長、反問です。

- 議長 はい、町長。了解します。
- 町長 議員が提案になっておられますゴミ減量プロジェクトとはどんなものか、ご教示をいただきたいと思っております
- 議長 はい。1番、反問の答弁をお願いします。
- 1番 具体的にどのようにしたらどれだけ減るのかっていうことを進めていただきたいという中で、やっぱりそれには戦略がある。何を目標にするのか、何を目的にするのかっていうような戦略があると思っております。  
例えば生ゴミはどういうふうにするのかとか、プラスチックはどういうふうにするのか、いろんな健康面ではどういうふうにするのか、そういった目標を定めて行うためには、やっぱり何々実行委員会ですとか、そういうものを練っていく母体がいるというふうに思いますので、そういったものを町民の人からも求めて、プロジェクトチームを作る。そして実行していく。そして効果を出していくというような行動していく、実行するためのチームという意味でお伝えさせていただきました
- 議長 はい。



○ 町 長 この質問の中でも、白川町は人口が減るとのにゴミの量を減らないという  
ような話でございました。1人当たり1日当たりのゴミの排出量というものを  
白川町と他のところと比べてまいりますと、岐阜県の平均が1人当たり1日8  
91グラムだそうです。白川町は626グラムと県下で少ない方から3番目と  
いう状況でございます。これをさらに減らしていくということでございますし、  
少ない要因としては生ゴミ等のコンポストだとかそういったもの、あるいは反  
対に考えればひょっとすると野焼きがあったりとか、そういった面も考えられ  
るわけでございますけども、正しい処理の方法というものを、プロジェクトの  
中で、これは我々が言うだけでは駄目ですので、町民の皆さんのご理解がなけ  
ればいけないものでございます。たしか、生ゴミの他に、プラスチックのリサ  
イクル率というのも県平均が18.2%に対して白川町21.7%とこれにお  
いても良い高い率を示しておるということでございますので、先ほどの一般質  
問の答弁に加えさせて発表させていただきます。

○ 議 長 はい。1番。

○ 1 番 今回の排出量が少ないですとか地域性もあるかもしれませんが、県下で3位に入  
っているというのは大変喜ばしいことだなと思いました。

そこで質問なんですけども、こういうふうをお願いしていますってことが非常  
に効果的に皆さんには受け入れられているということは良く分かりました。で  
すが、橋本さんの方から綺麗に洗って見えますねっていうことを町長さんがお  
聞きになったときに、これをやっぱり町民の方に返していただきたいと思いま  
す。何事も何かを頑張ったときに、その成果が良かったよっていうよう  
なやっぱり成果をみんなで確かめ合うとか、喜び合うということも、次へ  
の原動力になると思います。こういったよかったですよっていうことが、町の  
広報やCCNetを通して町民の方にも、もっと頑張ろうっていうふうにして  
いただけたらと思いますので、そういった面もプラスチックゴミを減らしてい  
くためにはとても大事なマインド形成だと思いますので、そういった点につい  
てもさらに、やっていただけるようなふうでお願いしたい。

○ 議 長 はい。町長。

○ 町 長 ごみの分別というものは私どもはまだ比較的少ないです。いろんなたくさんの  
分別をされます。これは住民の皆様にとっては大変な負担なんです。今の私ど  
もがやってる程度なら、今のところまだ住民の皆さんにご理解をいただい  
おるというふうに思います。私、自慢すると叱られる部分ありますけども、  
実は、まだ、自慢の部分もありますけど、お願いをする部分が随分ありま  
して、これをどうしようかと思っているじゃなくて、私どもは自治会等、  
コロナ禍でいろいろできない中でお伝えをしていく機会というのを設けて、  
こういうふうな形

あるいはこの町民の皆さんから逆にこういうような収集の仕方、例えば、この前、福祉の方でもごみの収集場所までというような話がございましたので、そういった話が聞ける場というものは自治会長会等の中で設けていけたらありがたいなというふうに考えております。

○ 議 長 次の質問に移ってください。

○ 1 番 そういうためにも、やっぱり戦略という練るチームを作って方針を出していただけたらいいかなと思います。よろしくお願いします。

最後の質問に入らせていただきます。杉ヒノキの成長による日照不足解消について質問させていただきます。

国の林業施策により、白川町の山も針葉樹の山が多い。それどころか田畑であったところにも、杉やヒノキを植え40年50年とたっています。一方、木材需要は外材輸入に押され、国産材の需要は大きく落ち込み、植えて育った木は使われずに上へ上へと成長し続けています。町民の多くの方から、切実な声があります。「以前は日が差していたが、今は家の前の木が大きくなって1日に1時間しか日が差さなくなった。」「隣の畑の木が大きくなって、家や畑に日が差さなくなった。地主さんをお願いしても重い腰は上げてもらえない。」近隣だけでなく、「あの向こうの山の尾根の木が伸びて、冬の太陽が陰ったまま1日が終わる。家にも畑にも日が差さなくなった。本当にたるい。」と、悲痛な叫びがありました。白川町のような中山間地はもともと日照が短いところです。コロナ禍にあって、免疫力を高めるためにも、日光を浴びることが大切ですし、何とんでも太陽を見ると、大いなる自然に感謝でき、人生が明るくなります。そしてこのように困っている町民はとても多いこともわかりました。木を切りたいが、地主さんも木を切るには費用が掛かる。だから動けない。全伐、切り捨て伐採する費用を地主さん負担のないようにしてほしいと思います。1番、困って見える方に対し、助成する制度はあるのでしょうか。

○ 議 長 答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 三宅正仁君)

○ 農林課長 1番のご質問にお答えします。

現在、日照の問題に対応できる事業としては、日照を確保し道路凍結を防ぐための道路景観整備事業があげられます。この事業については、広く町民が利用する道路の安全確保、景観整備が目的となっています。また、日照確保が目的ではありませんが、二次的に日照にもつながる事業として、一般の森林整備としての伐採、間伐事業のほか、観光景観林整備、バッファゾーン整備といった里山林整備事業、危険木などを伐採する被害木除去事業などがありますが、住宅や農地の日照の問題に対応する事業はありません

- 議 長 再質問ありますか。1 番。
- 1 番 2 番目の質問にいきます。日陰になっていくこうした生活はこれからどんどん進んでいきます。町民の明るい生活のためにも何か助成制度を立ち上げることを要望したと思いますが、いかがでしょうか。
- 議 長 はい。農林課長。
- 農林課長 1 つ目のご質問で回答させていただいたとおり、個人の日照の問題に対応した事業はありませんし、現時点で助成制度を立ち上げることは考えていません。一般的な森林整備は、山林所有者の意向に基づき、森林組合等の事業体に取りまとめた地域の森林整備を実施していますし、里山林整備事業についても、地域で山林所有者を取りまとめていただき実施しています。このため地域内で問題点を整理していただき、山林所有者ともご相談いただき、森林整備につなげていただくことが近道かと考えます。個々の事例により地域での対応の可否や範囲など条件も違うと思いますので、林務基盤係へご連絡をいただければ、現場確認やアドバイスなども含め、対応の可否についての判断をさせていただきますので、ご相談いただければ考えています。
- 議 長 はい、答弁が終わりました。  
はい。1 番。
- 1 番 個々に対応ということで、皆さん地主さんにもお願いしたりとかされているようです。また、地域で対応されてバッファゾーンにしたりとか、切ったりとか、あとはもちろん道路ので進んでいる地主さんが「そうか、そうか」と言ってやってくださるところも現実にはありますので、全部が全部そういうふうにはできていないということではないんですけれども、どうも針葉樹っていうのは冬の間も葉っぱが落ちないので、それと上へ上へと伸びていくので、かなりその昔との景観が変わっているという点は、これからもどんどん伸びていきますので深刻な問題ではないかなと思います。それについては、どこの窓口に相談をしたらいいとか、どんな方法で解決できるかというような点について、町ではそういった制度を持たないっていうことなんですけど、じゃあもう我慢してればいいんですかっていうことになるので、何か希望のある答弁をいただけないでしょうか。
- 議 長 はい。町長。
- 町 長 農地の影というのは、最初に植えるときに農業委員会の中で、農地ですから植えてもらってその隣地の許可を得るといようなそんな制度の中で、最初は動いてきたはずです。いろんな形の中で、制度をうまく活用して切る。例えば、それぞれの地区で環境整備のお金だとかそうしたものの利用というのも可能ではないかなと思います。白川町中、全部その山の陰で谷筋、全部そういう状態

になっています。これからの林業を考えたときに、今、木が上に伸びるということは、実は標高がどんどんどんどん上がっているということだと思いますと、気象学上に言えば、山の頂上の木が伸びると季節風が抑えられたり、あるいはそのために雪の量も少なくなったりとか、そういう現象が現実的に起きている状況です。それは別として、白川町の将来の林業のあり方というものを考えた場合、私いつも持論で言うのがニュージーランド方式です。道路はもう全て一番の山の尾根、頂上を目指していくということは、道路を管理する上、水害等で道路が痛まないわけで、その尾根筋に道をつけてそこから重機を入れて下から上へ引き上げるというのは全部ニュージーランド方式でございます。こういう方式で林業施策が行われるようになる必要があるというふうに思っています。そういう施策が普及するように、まだしばらくかかるんじゃないかなというふうに思いますけども、そんなことを私は提案をしておるわけでございまして、その道が一番解決に近いんじゃないかなというふうに思います。

- 議 長 はい。1番。
- 1 番 林業に詳しくないものですから、尾根に行くニュージーランド方式というのは具体的にどのように林業政策に反映するような予定でしょうか。
- 議 長 はい。町長。
- 町 長 まだこれ林業政策に反映するというまで、そこまで道ができないことには始まらないわけですし、まず林業施策というのはできるだけ木を切るという方向、木を切れば当然影もなくなり、いわゆる頂上に限らず順番木を少しでも切っていく。それを財産として利益を得るようなシステムに作っていくということが一番大事かなというふうに思います。それからCO<sub>2</sub>の固定というのは、どこに固定されているかということと植物体そのものがCO<sub>2</sub>を固定するわけですから、これからは、CO<sub>2</sub>を固定するに当たってCO<sub>2</sub>だけを取り出して地中に埋める方法、自然が植物体に残る方法だとか、もう一つ重要な貯蔵の方法というのは、例えばダイヤモンドっていうのはCO<sub>2</sub>で作られておるわけですから、そうしたその利用できるものにどんどんCO<sub>2</sub>を加工していくというようなこの三つの方法で固定がされておるわけなんです。それが今回、私どもが言う環境問題の根本はそこにあるんだというふう思っまして、そうしたものを一番産業として育てる。私がしたいのは、この前もトヨタ車体の社長と話ししてましたら、これから車のエネルギーはどうするんですか、電気ですかと言ったら、電気はもうそれは過渡期であって、最終的には水素で動かすんだということをトヨタはもう根本から考えておる。そういったものに寄与できる、そうしたものに関係するような地場産業の育成というのが求められてきておるんじゃないかなということで、林業等もそういったものと結びついた政策にしていく必要が

あると、その今のままではお金もない、資金もない状態の中でそうしたものだというのは、たくさん木を切ろう、道を作ろうといったところで、それに繋ぎつけるようなお金、資本あるいは人材というのがないというのが現実ではないかなというふうに思います。

○ 議 長 はい。1番。よろしいです。

○ 1 番 最初の質問に戻りますが、具体的に日照問題で悩んでる方があれば、農林課の方に相談に行く。あとは地域の中で、もう一度日照問題がないかどうかを、もちろん相談されているところもあると思うんですが、現実やっぱり個人的なお困り事で私も聞きましたので、地域でもう一度、環境を良くしていくために見直してもらってということが大事なのかなと思いました。

農林課の方で町民の方々にこのようにして欲しいっていうことをもう一度最後に答弁いただいて、質問は終わりにしたいと思います。

○ 議 長 はい。答弁をお願いします。農林課長。

○ 農林課長 先ほど申し上げましたけども、もし山の木ですとかそういったことでご相談ありましたら、農林課の方へご相談いただければと思います。

○ 議 長 1番 服部圭子君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。暫時休憩をいたします。（午後2時17分）

○ 議 長 再開します。（午後2時17分）

◇日程第3 議第1号 令和3年度白川町一般会計予算

議第2号 令和3年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第3号 令和3年度白川町簡易水道特別会計予算

議第4号 令和3年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算

議第5号 令和3年度白川町介護保険特別会計予算

議第6号 令和3年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

○ 議 長 日程第3 議第1号「令和3年度白川町一般会計予算」、議第2号「令和3年度白川町国民健康保険特別会計予算」、議第3号「令和3年度白川町簡易水道特別会計予算」、議第4号「令和3年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算」、議第5号「令和3年度白川町介護保険特別会計予算」、議第6号「令和3年度白川町後期高齢者医療特別会計予算」、以上6件を一括議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

本件については、議案の補足説明を省略し、直ちに予算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会に付託することに決しました。

- 議 長 お諮りします。  
白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を3月17日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は3月17日までとすることに決しました。
- 議 長 お諮りします。  
本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。
- 議 長 お諮りします。  
12日及び18日は議事の都合のため、13日、14日は土曜日及び日曜日のため、15日から17日は委員会審査のため、白川町議会会議規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、12日から18日までの7日間は、休会することに決しました。
- 議 長 ただいま決定しましたとおり、本日はこれをもって延会とし、来週15日午前9時から17日までの予定で分館3階大会議室において予算審査特別委員会を開催します。  
また、3月19日午前10時から本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。  
どうもご苦労さまでした。

(午後2時21分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員